

わたしは  
GHSナビゲーションキャラクターの  
「ケミ」です。

「ケミちゃん」と呼んでください。

この吹き出で、  
みなさんにわかりやすいように  
**用語の補足** や **解説** をします。

# 化学物質の管理が**変わります！**



化学物質の管理が変わります！

# 労働安全衛生法の改正提案 化学物質規制の見直しについて

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書の概要紹介

～ 化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ ～

労働安全衛生総合研究所  
化学物質情報管理研究センター

わたしは  
GHSナビゲーションキャラクターの  
「ケミ」です。

「ケミちゃん」と呼んでください。

この吹き出で、  
みなさんにわかりやすいように  
**用語の補足** や **解説** をします。



化学物質への理解を高め

# 労働安全衛生法の改正提案 化学物質規制の見直しについて

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書の概要紹介

～ 化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ ～

労働安全衛生総合研究所  
化学物質情報管理研究センター

わたしは  
GHSナビゲーションキャラクターの  
「ケミ」です。

「ケミちゃん」と呼んでください。

この吹き出で、  
みなさんにわかりやすいように  
**用語の補足** や **解説** をします。



自律的な管理を基本とする仕組みへ

## 用語解説

### 労働安全衛生法

「職場における労働者の安全と健康の確保」や「快適な職場環境の形成促進」を目的とする法律です。昭和47年法律第57号。

「安衛法」や「労安法」と呼ばれることもあります。

関連する政省令として、「労働安全衛生法施行令」「労働安全衛生規則」などがあります。



# 労働安全衛生法の改正提案 化学物質規制の見直しについて

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書の概要紹介

～ 化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ ～

労働安全衛生総合研究所  
化学物質情報管理研究センター

労働者が職場で健康を損ねることなく

## 用語解説

### 労働安全衛生法

「職場における労働者の安全と健康の確保」や「快適な職場環境の形成促進」を目的とする法律です。昭和47年法律第57号。

「安衛法」や「労安法」と呼ばれることもあります。

関連する政省令として、「労働安全衛生法施行令」「労働安全衛生規則」などがあります。



# 労働安全衛生法の改正提案 化学物質規制の見直しについて

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書の概要紹介

～ 化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ ～

労働安全衛生総合研究所  
化学物質情報管理研究センター

安全に働くことができるよう

## 用語解説

### 労働安全衛生法

「職場における労働者の安全と健康の確保」や「快適な職場環境の形成促進」を目的とする法律です。昭和47年法律第57号。

「安衛法」や「労安法」と呼ばれることもあります。

関連する政省令として、「労働安全衛生法施行令」「労働安全衛生規則」などがあります。



# 労働安全衛生法の改正提案 化学物質規制の見直しについて

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書の概要紹介

～ 化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ ～

労働安全衛生総合研究所  
化学物質情報管理研究センター

労働安全衛生法で

## 用語解説

### 労働安全衛生法

「職場における労働者の安全と健康の確保」や「快適な職場環境の形成促進」を目的とする法律です。昭和47年法律第57号。

「安衛法」や「労安法」と呼ばれることもあります。

関連する政省令として、「労働安全衛生法施行令」「労働安全衛生規則」などがあります。



# 労働安全衛生法の改正提案 化学物質規制の見直しについて

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書の概要紹介

～ 化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ ～

労働安全衛生総合研究所  
化学物質情報管理研究センター

さまざまな規制が定められています

## 用語解説

### 労働安全衛生法

化学物質の規制については、

- ◆ 特定化学物質障害予防規則
- ◆ 有機溶剤中毒予防規則
- ◆ 粉じん障害防止規則
- ◆ 鉛中毒予防規則
- ◆ 四アルキル鉛中毒予防規則

などがあります



# 労働安全衛生法の改正提案 化学物質規制の見直しについて

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書の概要紹介

～ 化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ ～

労働安全衛生総合研究所  
化学物質情報管理研究センター

このうち、化学物質に関する規制が

## 用語解説

### 労働安全衛生法

化学物質の規制については、

- ◆ 特定化学物質障害予防規則
- ◆ 有機溶剤中毒予防規則
- ◆ 粉じん障害防止規則
- ◆ 鉛中毒予防規則
- ◆ 四アルキル鉛中毒予防規則

などがあります



# 労働安全衛生法の改正提案 化学物質規制の見直しについて

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書の概要紹介

～ 化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ ～

労働安全衛生総合研究所  
化学物質情報管理研究センター

大きく変わろうとしています

## 用語解説

職場における  
化学物質等の管理のあり方に  
関する検討会

化学物質による労働災害をなくしていくために、これから日本の化学物質の管理のあり方について議論し、報告書を取りまとめました。

# 労働安全衛生法の改正提案 化学物質規制の見直しについて

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書の概要紹介

～ 化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ ～

労働安全衛生総合研究所  
化学物質情報管理研究センター

ここではその見直しを提案した



## 用語解説

職場における  
化学物質等の管理のあり方に  
関する検討会

化学物質による労働災害をなくしていくために、これから日本の化学物質の管理のあり方について議論し、報告書を取りまとめました。

# 労働安全衛生法の改正提案 化学物質規制の見直しについて

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書の概要紹介

～ 化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ ～

労働安全衛生総合研究所  
化学物質情報管理研究センター



「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会一報告書」の

## 用語解説

職場における  
化学物質等の管理のあり方に  
関する検討会

化学物質による労働災害をなくしていくために、これから日本の化学物質の管理のあり方について議論し、報告書を取りまとめました。

# 労働安全衛生法の改正提案 化学物質規制の見直しについて

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書の概要紹介

～ 化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ ～

労働安全衛生総合研究所  
化学物質情報管理研究センター

概要を紹介します



## 用語解説

職場における  
化学物質等の管理のあり方に  
関する検討会

# 労働安全衛生法の改正提案 化学物質規制の見直しについて

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書の概要紹介

～ 化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ ～

労働安全衛生総合研究所  
化学物質情報管理研究センター

この報告書は

### ■検討会のメンバーについて

政府

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部化学物質対策課



## 用語解説

職場における  
化学物質等の管理のあり方に  
関する検討会

# 労働安全衛生法の改正提案 化学物質規制の見直しについて

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書の概要紹介

～ 化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ ～

労働安全衛生総合研究所  
化学物質情報管理研究センター

### ■検討会のメンバーについて

政府

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部化学物質対策課



政府

## 用語解説

職場における  
化学物質等の管理のあり方に  
関する検討会

# 労働安全衛生法の改正提案 化学物質規制の見直しについて

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書の概要紹介

～ 化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ ～

労働安全衛生総合研究所  
化学物質情報管理研究センター

### ■検討会のメンバーについて

#### 政府

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部化学物質対策課

#### 労働組合関係者

日本労働組合総連合会  
UAゼンセン JEC連合



労働組合関係者

## 用語解説

職場における  
化学物質等の管理のあり方に  
関する検討会

# 労働安全衛生法の改正提案 化学物質規制の見直しについて

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書の概要紹介

～ 化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ ～

労働安全衛生総合研究所  
化学物質情報管理研究センター

### ■検討会のメンバーについて

#### 経営者団体関係者

(一社)日本経済団体連合会  
全国中小企業団体中央会  
(一社)日本化学工業協会



経営者団体関係者

## 用語解説

職場における  
化学物質等の管理のあり方に  
関する検討会

# 労働安全衛生法の改正提案 化学物質規制の見直しについて

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書の概要紹介

～ 化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ ～

労働安全衛生総合研究所  
化学物質情報管理研究センター

### ■検討会のメンバーについて

#### 経営者団体関係者

(一社)日本経済団体連合会  
全国中小企業団体中央会  
(一社)日本化学工業協会

#### 学会等の専門家

化学物質管理や労働法令の専門家



学会等の専門家による

## 用語解説

職場における  
化学物質等の管理のあり方に  
関する検討会

開催期間は2年間でした。

第1回 2019年9月2日

第15回 2021年7月14日

# 労働安全衛生法の改正提案 化学物質規制の見直しについて

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書の概要紹介

～ 化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ ～

労働安全衛生総合研究所  
化学物質情報管理研究センター



2年間にわたる検討の結果を取りまとめたものです

# 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会 報告書概要

## 検討会開催の背景

### 用語解説

職場における  
化学物質等の管理のあり方  
に関する検討会

化学物質による労働災害をなくしていくために、これから日本の化学物質の管理のあり方について議論し、報告書を取りまとめました。



この検討会が開催された背景として

## 検討会開催の背景

- 1 日本の化学物質管理は「法令準拠型」  
すなわち限られた特定の物質や作業に対する規制を順守することで行われてきた

### 用語解説

#### 法令準拠型

特定の化学物質や、取り扱い作業を限定して規制してきました。

【例】石綿（アスベスト）

→重量0.1%超の製品は  
製造・輸入・使用禁止

※分析用試料としては  
流通可能



日本の化学物質管理は「法令準拠型」

## 検討会開催の背景

- 1 日本の化学物質管理は「法令準拠型」  
すなわち限られた特定の物質や作業に対する規制を順守することで行われてきた

### 用語解説

#### 法令準拠型

特定の化学物質や、取り扱い作業を限定して規制してきました。

【例】石綿（アスベスト）

→重量0.1%超の製品は  
製造・輸入・使用禁止

※分析用試料としては  
流通可能



すなわち、限られた特定の物質や

## 検討会開催の背景

- 1 日本の化学物質管理は「法令準拠型」  
すなわち限られた特定の物質や作業に対する規制を順守することで行われてきた

作業に対する規制を守ることで行われてきた

## 用語解説

### 法令準拠型

特定の化学物質や、取り扱い作業を  
限定して規制してきました。

【例】エチルベンゼンを含む  
塗料による塗装作業

※特にリスクが高い  
塗装作業に限定して  
規制しています。



## 検討会開催の背景

- 1 日本の化学物質管理は「法令準拠型」  
すなわち限られた特定の物質や作業に対する規制を順守することで行われてきた
- 2 工場等で日常的に使用されている物質は数万種類に上り、その用途もさまざまである

## 用語解説

### 法令準拠型

特定の化学物質や、取り扱い作業を限定して規制してきました。

「法令準拠型」の規制の一番の問題は

“法令を守っていれば事故が起きない”  
と事業者や社会が思い込むことです。



一方、工場等で日常的に使われている物質は数万種類に上り

## 検討会開催の背景

- 1 日本の化学物質管理は「法令準拠型」  
すなわち限られた特定の物質や作業に対する規制を順守することで行われてきた
- 2 工場等で日常的に使用されている物質は数万種類に上り、その用途もさまざまである

その用途もさまざまである

## 用語解説

### 法令準拠型

特定の化学物質や、取り扱い作業を限定して規制してきました。

「法令準拠型」の規制の一番の問題は

“法令を守っていれば事故が起きない”  
と事業者や社会が思い込むことです。



## 検討会開催の背景

- 1 日本の化学物質管理は「法令準拠型」  
すなわち限られた特定の物質や作業に対する規制を順守することで行われてきた
- 2 工場等で日常的に使用されている物質は数万種類に上り、その用途もさまざまである
- 3 労働災害の多くは規制対象物質以外の物質により発生しており、  
この中には重篤な発がんも含まれる

## 用語解説

### 化学物質による労働災害

第6回の検討会の資料によると、化学物質による労働災害（休業4日以上）の内訳は以下のようになります。

◆2018年1月～12月	
特別規則で規制済	18.5%
それ以外※	81.5%

※情報提供義務あり、  
未規制、物質不明 を含む



労働災害の多くは

## 検討会開催の背景

- 1 日本の化学物質管理は「法令準拠型」  
すなわち限られた特定の物質や作業に対する規制を順守することで行われてきた
- 2 工場等で日常的に使用されている物質は数万種類に上り、その用途もさまざまである
- 3 労働災害の多くは規制対象物質以外の物質により発生しており、  
この中には重篤な発がんも含まれる

規制されていない物質により発生しており

## 用語解説

### 化学物質による労働災害

第6回の検討会の資料によると、化学物質による労働災害（休業4日以上）の内訳は以下のようになります。

◆2018年1月～12月	
特別規則で規制済	18.5%
それ以外※	81.5%

※情報提供義務あり、  
未規制、物質不明 を含む



## 検討会開催の背景

- 1 日本の化学物質管理は「法令準拠型」  
すなわち限られた特定の物質や作業に対する規制を順守することで行われてきた
- 2 工場等で日常的に使用されている物質は数万種類に上り、その用途もさまざまである
- 3 労働災害の多くは規制対象物質以外の物質により発生しており、  
この中には重篤な発がんも含まれる

この中にはがんのような重い健康障害も含まれる

## 用語解説

### 近年の職業がんの事例

「ジクロロメタン」による  
「胆管がん」

皮膚から吸収された  
「オルト-トルイジン」による  
「膀胱がん」

「3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン(MOCA)」による  
「膀胱がん」



注目!!

## 検討会開催の背景

- 1 日本の化学物質管理は「法令準拠型」  
すなわち限られた特定の物質や作業に対する規制を順守することで行われてきた
- 2 工場等で日常的に使用されている物質は数万種類に上り、その用途もさまざまである
- 3 労働災害の多くは規制対象物質以外の物質により発生しており、  
この中には重篤な発がんも含まれる
- 4 小規模事業場での災害発生が多い

## 用語解説

### 小規模事業場

労働安全衛生法では、事業場（工場・店舗・事務所単位）の従業員数によって規制内容が変わります。

【例】産業医の選任義務は  
従業員数50人以上から

【例】衛生推進者の選任義務は  
従業員10～50人

従業員50人未満の小規模な事業場においてこれまで対策や支援が遅れていました。



規模の小さい事業場での災害発生が多い

## 検討会開催の背景

- 1 日本の化学物質管理は「法令準拠型」  
すなわち限られた特定の物質や作業に対する規制を順守することで行われてきた
- 2 工場等で日常的に使用されている物質は数万種類に上り、その用途もさまざまである
- 3 労働災害の多くは規制対象物質以外の物質により発生しており、  
この中には重篤な発がんも含まれる
- 4 小規模事業場での災害発生が多い
- 5 物質の危険性・有害性に関する情報伝達制度が整備されてこなかった

## 用語解説

### 物質の危険性・有害性

爆発や火災などの物理的な被害につながる性質  
→「危険性」

吸って体調が悪くなる、中毒になる、  
触れたところが荒れる、やがてがんになるなどの健康被害を生じる性質  
→「有害性」



## 検討会開催の背景

- 1 日本の化学物質管理は「法令準拠型」  
すなわち限られた特定の物質や作業に対する規制を順守することで行われてきた
- 2 工場等で日常的に使用されている物質は数万種類に上り、その用途もさまざまである
- 3 労働災害の多くは規制対象物質以外の物質により発生しており、  
この中には重篤な発がんも含まれる
- 4 小規模事業場での災害発生が多い
- 5 物質の危険性・有害性に関する情報伝達制度が整備されてこなかった

## 用語解説

### 危険性・有害性情報の伝達

袋や瓶に、特に重要な情報を載せた「ラベル」を貼ること

売ったり渡したりするときに、より詳しい情報を載せた「安全データシート (SDS)」を渡すこと

674物質についてラベル貼付・SDS交付の義務があります。



伝達する制度の対象が限定的

## 検討会開催の背景

- 1 日本の化学物質管理は「法令準拠型」  
すなわち限られた特定の物質や作業に対する規制を順守することで行われてきた
- 2 工場等で日常的に使用されている物質は数万種類に上り、その用途もさまざまである
- 3 労働災害の多くは規制対象物質以外の物質により発生しており、  
この中には重篤な発がんも含まれる
- 4 小規模事業場での災害発生が多い
- 5 物質の危険性・有害性に関する情報伝達制度が整備されてこなかった
- 6 化学物質管理は国際的な潮流 (SDGs等) の中で行う必要がある

などが挙げられます

## 用語解説

### SDGs

持続可能な開発目標

(SDGs:

Sustainable Development Goals  
エス・ディー・ジーズ)

特に大きく関係するのは3.9と12.4の  
ターゲットです。(もちろん他にもあります)

「3.9 (略) 有害化学物質 (略) による  
死亡及び疾病の件数を大幅に減少さ  
せる。」



# 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会 報告書概要

## 検討会開催の背景

- ① 日本の化学物質管理は「法令準拠型」  
すなわち限られた特定の物質や作業に対する規制を順守することで行われてきた
- ② 工場等で日常的に使用されている物質は数万種類に上り、その用途もさまざまである
- ③ 労働災害の多くは規制対象物質以外の物質により発生しており、  
この中には重篤な発がんも含まれる
- ④ 小規模事業場での災害発生が多い
- ⑤ 物質の危険性・有害性に関する情報伝達制度が整備されてこなかった
- ⑥ 化学物質管理は国際的な潮流（SDGs等）の中で行う必要がある



このような現状から日本でも

## 用語解説

### SDGs

持続可能な開発目標  
(SDGs：

Sustainable Development Goals  
エス・ディー・ジーズ）

特に大きく関係するのは3.9と12.4の  
ターゲットです。（もちろん他にもあります）

「12.4（略）化学物質（略）の環境に  
配慮した管理を達成し（略）排出を  
大幅に削減することにより、ヒトの  
健康や環境への悪影響を最小限に  
留める」



# 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会 報告書概要

## 検討会開催の背景

- 1 日本の化学物質管理は「法令準拠型」  
すなわち限られた特定の物質や作業に対する規制を順守することで行われてきた
- 2 工場等で日常的に使用されている物質は数万種類に上り、その用途もさまざまである
- 3 労働災害の多くは規制対象物質以外の物質により発生しており、  
この中には重篤な発がんも含まれる
- 4 小規模事業場での災害発生が多い
- 5 物質の危険性・有害性に関する情報伝達制度が整備されてこなかった
- 6 化学物質管理は国際的な潮流（SDGs等）の中で行う必要がある

- ▼  化学物質管理の施策転換の必要性
- ▼  事業者が選択する

## 自律管理型への転換

## 用語解説

### 自律管理型

事業者が自ら化学物質の危険性・有害性を調べて、作業者がケガをしたり病気にならないようにその対策も自ら選択できる枠組みです



欧米のような「自律管理型」の

# 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会 報告書概要

## 検討会開催の背景

- 1 日本の化学物質管理は「法令準拠型」  
すなわち限られた特定の物質や作業に対する規制を順守することで行われてきた
- 2 工場等で日常的に使用されている物質は数万種類に上り、その用途もさまざまである
- 3 労働災害の多くは規制対象物質以外の物質により発生しており、  
この中には重篤な発がんも含まれる
- 4 小規模事業場での災害発生が多い
- 5 物質の危険性・有害性に関する情報伝達制度が整備されてこなかった
- 6 化学物質管理は国際的な潮流（SDGs等）の中で行う必要がある

- ▼  化学物質管理の施策転換の必要性
- ▼  事業者が選択する

## 自律管理型への転換

## 用語解説

### 自律管理型

事業者が自ら化学物質の危険性・有害性を調べて、作業者がケガをしたり病気にならないようにその対策も自ら選択できる枠組みです



化学物質管理の必要性が言われるようになりました

## 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会 報告書概要

- ▼ ✓ 化学物質管理の施策転換の必要性
- ▼ ✓ 事業者が選択する

### 自律管理型への転換

## 用語解説

### 自律管理型

事業者が自ら化学物質の危険性・有害性を調べて、作業者がケガをしたり病気にならないようにその対策も自ら選択できる枠組みです

【基本的な枠組みのイメージ】



「自律管理型」とは

## 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会 報告書概要

- ▼ ✓ 化学物質管理の施策転換の必要性
- ▼ ✓ 事業者が選択する

### 自律管理型への転換

## 用語解説

### 自律管理型

事業者が自ら化学物質の危険性・有害性を調べて、作業者がケガをしたり病気にならないようにその対策も自ら選択できる枠組みです

#### 【基本的な枠組みのイメージ】

労働者が有害な化学物質を  
触ったり、  
浴びたり、  
吸ったり、しないように  
事業者は対策しましょう。



規制は基本的な枠組みと達成すべき指標だけを示し

## 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会 報告書概要

- ▼ ✓ 化学物質管理の施策転換の必要性
- ▼ ✓ 事業者が選択する

### 自律管理型への転換

具体的な管理手法は

## 用語解説

### 自律管理型

事業者が自ら化学物質の危険性・有害性を調べて、作業者がケガをしたり病気にならないようにその対策も自ら選択できる枠組みです

#### 【基本的な枠組みのイメージ】

労働者が有害な化学物質を  
触ったり、  
浴びたり、  
吸ったり、しないように  
事業者は対策しましょう。



## 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会 報告書概要

- ▼
- ✓ 化学物質管理の施策転換の必要性
- ✓ 事業者が選択する

### 自律管理型への転換

## 用語解説

### 自律管理型

事業者が自ら化学物質の危険性・有害性を調べて、作業者がケガをしたり病気にならないようにその対策も自ら選択できる枠組みです

#### 【基本的な枠組みのイメージ】

労働者が有害な化学物質を  
触ったり、  
浴びたり、  
吸ったり、しないように  
事業者は対策しましょう。



事業者が選択・決定するという事を意味します

## 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会 報告書概要

- ▼ ✓ 化学物質管理の施策転換の必要性
- ▼ ✓ 事業者が選択する

### 自律管理型への転換

これを実現するために

## 用語解説

### 自律管理型

それぞれの事業者の対策は、事業者の判断によってそれぞれ選ぶことができます。

(対策せず放置することは選べません)



## 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会 報告書概要

- ▼
- ✓ 化学物質管理の施策転換の必要性
- ✓ 事業者が選択する

### 自律管理型への転換

## 用語解説

### 自律管理型

それぞれの事業者の対策は、事業者の判断によってそれぞれ選ぶことができます。

(対策せず放置することは選べません)

【例】 A社→局所排気装置

B社→防毒マスク&  
マスク本体と  
吸収缶の管理徹底



報告書では以下のことを提言しています

## 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会 報告書概要



- ✓ 化学物質管理の施策転換の必要性
- ✓ 事業者が選択する

### 自律管理型への転換

#### 1 化学物質の危険性・有害性に関する情報伝達を強化する

化学物質の危険性・有害性に関する情報伝達を強化する

## 用語解説

### 自律管理型

法令による規制は、基本的な枠組みと達成すべき指標だけを示します。

それぞれの事業者の対策は、事業者の判断によってそれぞれ選ぶことができます。  
(対策せず放置することは選べません)

移行・普及には、行政から支援が必要です



## 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会 報告書概要

- ▼ ✓ 化学物質管理の施策転換の必要性
- ▼ ✓ 事業者が選択する

### 自律管理型への転換

- 1 化学物質の危険性・有害性に関する情報伝達を強化する
- 2 国が定めた管理基準に基づいたリスクアセスメントの実施と対策を基本とする

## 用語解説

### 物質の危険性・有害性

爆発や火災などの物理的な被害につながる性質  
→「危険性」

吸って体調が悪くなる、中毒になる、触れたところが荒れる、やがてがんになるなどの健康被害を生じる性質  
→「有害性」



危険性・有害性情報に基づいた

## 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会 報告書概要

- ▼ **✓ 化学物質管理の施策転換の必要性**
- ▼ **✓ 事業者が選択する**

### 自律管理型への転換

- 1 化学物質の危険性・有害性に関する情報伝達を強化する
- 2 国が定めた管理基準に基づいたリスクアセスメントの実施と対策を基本とする

## 用語解説

### リスクアセスメント

化学物質などによる危険性・有害性を特定し、その特定された危険性・有害性に基づくリスクを見積もることに加え、リスクの見積もり結果に基づいてリスク低減措置（リスクを減らす対策）の内容を検討する一連の流れのことです。



リスクアセスメントの実施と対策を基本とする

## 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会 報告書概要

- ▼ **✓ 化学物質管理の施策転換の必要性**
- ▼ **✓ 事業者が選択する**

### 自律管理型への転換

- 1 化学物質の危険性・有害性に関する情報伝達を強化する
- 2 国が定めた管理基準に基づいたリスクアセスメントの実施と対策を基本とする
- 3 化学物質の自律的な管理のための実施体制を確立する

## 用語解説

### 自律的な管理のための

### 実施体制の確立

法令整備、危険性・有害性の情報伝達強化、人材育成、ガイドラインの作成、相談窓口や支援窓口の整備、それらの広報などが考えられます。



化学物質の自律的な管理のための

## 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会 報告書概要

- ▼ **✓ 化学物質管理の施策転換の必要性**
- ▼ **✓ 事業者が選択する**

### 自律管理型への転換

- 1 化学物質の危険性・有害性に関する情報伝達を強化する
- 2 国が定めた管理基準に基づいたリスクアセスメントの実施と対策を基本とする
- 3 化学物質の自律的な管理のための実施体制を確立する

## 用語解説

### 自律的な管理のための

### 実施体制の確立

法令整備、危険性・有害性の情報伝達強化、人材育成、ガイドラインの作成、相談窓口や支援窓口の整備、それらの広報などが考えられます。



実施体制を確立する

## 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会 報告書概要

- ▼ **✓ 化学物質管理の施策転換の必要性**
- ▼ **✓ 事業者が選択する**

### 自律管理型への転換

- 1 化学物質の危険性・有害性に関する情報伝達を強化する
- 2 国が定めた管理基準に基づいたリスクアセスメントの実施と対策を基本とする
- 3 化学物質の自律的な管理のための実施体制を確立する
- 4 小規模事業場支援を幅広く行う

## 用語解説

### 自律的な管理のための

### 実施体制の確立

特に、小規模な事業場は、化学物質のことがわかる人材がない、その人材を増やすための、または対策を打つための企業体力がないことが想定されるため、さまざまな方向から幅広く、より手厚い支援が必要です。



小規模事業場支援を幅広く行う

## 用語解説

### 特化則等

- ◆ 特定化学物質障害予防規則  
(特化則 (とっかそく))
- ◆ 有機溶剤中毒予防規則  
(有機則 (ゆうきそく))
- ◆ 鉛中毒予防規則
- ◆ 粉じん障害防止規則
- ◆ 四アルキル鉛中毒予防規則

## 現在の化学物質規制の仕組み

(特化則等による個別具体的規制を中心とする規制)

現在の化学物質規制の仕組み



## 現在の化学物質規制の仕組み

(特化則等による個別具体的規制を中心とする規制)



## 用語解説

### 化学物質規制のイメージ

ピラミッドは、化学物質全体を表しています。ピラミッドの上の方が、より厳しく規制されている物質です。

国は、化学物質の危険性・有害性の高さに応じた規制をかけてきましたが、化学物質全体の数が多すぎて、規制が間に合っていません。



これが現在の化学物質規制のイメージです

## 現在の化学物質規制の仕組み

(特化則等による個別具体的規制を中心とする規制)



## 用語解説

### 化学物質規制のイメージ

ピラミッドは、化学物質全体を表しています。ピラミッドの上の方が、より厳しく規制されている物質です。

国は、化学物質の危険性・有害性の高さに応じた規制をかけてきましたが、化学物質全体の数が多すぎて、規制が間に合っていません。



一番上の8物質は

# 現在の化学物質規制の仕組み

(特化則等による個別具体的規制を中心とする規制)



有害性が極めて高く



## 現在の化学物質規制の仕組み

(特化則等による個別具体的規制を中心とする規制)



製造・使用等が禁止される物質

## 用語解説

### 製造等禁止の8物質

- ◆ 黄りんマッチ
- ◆ ベンジンとその塩
- ◆ 4-アミノビフェニルとその塩
- ◆ 石綿（アスペスト）
- ◆ 4-ニトロジフェニルとその塩
- ◆ ビス(クロロメチル)エーテル
- ◆  $\beta$ -ナフチルアミンとその塩
- ◆ ベンゼンを含有するゴムのり

いずれも過去にひどい労働災害を起こした物質です。



注目!!

## 現在の化学物質規制の仕組み

(特化則等による個別具体的規制を中心とする規制)



## 用語解説

### 特別規則で規制される

#### 123物質

- ◆ 特定化学物質障害予防規則
- ◆ 有機溶剤中毒予防規則
- ◆ 鉛中毒予防規則
- ◆ 四アルキル鉛中毒予防規則

などの、それぞれの化学物質専用の省令が作られて、規制されています。



注目!!

その下の123物質は

## 現在の化学物質規制の仕組み

(特化則等による個別具体的規制を中心とする規制)

具体的な措置義務が  
かかっているのはこの範囲

自主管理が  
困難で有害性が  
高い物質

123物質

特化則、有機則等  
に基づく個別具体  
的な措置義務

GHS分類では  
危険性・有害性が示されている  
危険・有害な物質

GHS分類で  
危険性・有害性がある物質

GHS分類で危険性・有害性に該当しない物質

製造・使用等の禁止

## 用語解説

### 特別規則で規制される

#### 123物質

- ◆ 特定化学物質障害予防規則
- ◆ 有機溶剤中毒予防規則
- ◆ 鉛中毒予防規則
- ◆ 四アルキル鉛中毒予防規則

などの、それぞれの化学物質専用の省令が作られて、規制されています。

注目!!

## 現在の化学物質規制の仕組み

(特化則等による個別具体的規制を中心とする規制)

具体的な措置義務が  
かかっているのはこの範囲



## 用語解説

### 作業環境測定

作業場の空気中のその物質の濃度が、病気にならないレベルに抑えられているか確認するための測定です。

### 健康診断

その化学物質による病気にかかるっていないか、一定期間ごとに健康診断して、その結果を保存します。



作業環境測定、健康診断

## 現在の化学物質規制の仕組み

(特化則等による個別具体的規制を中心とする規制)

具体的な措置義務が  
かかっているのはこの範囲



## 用語解説

### 局所排気装置

その化学物質を扱っている手元などの空気を吸いだして、作業場に化学物質の蒸気などが広がらないようにします。



局所排気装置の設置などが

## 現在の化学物質規制の仕組み

(特化則等による個別具体的規制を中心とする規制)

具体的な措置義務が  
かかっているのはこの範囲

自主管理が  
困難で有害性が  
高い物質

123物質

特化則、有機則等  
に基づく個別具体  
的な措置義務

GHS分類又は  
ばく露限界値が示されている  
危険・有害な物質

GHS分類で  
危険性・有害性がある物質

GHS分類で危険性・有害性に該当しない物質

製造・使用等の禁止

特定表示義務

SDS提出義務

リスクアセスメント義務

一般的検査義務  
:実験的危険度評価なし

通常検査基準等による  
測定回数  
保護具の選択付け

特殊検査義務  
:実験的危険度評価  
:リスクアセスメント等の結果

## 用語解説

### 義務と努力義務

「義務」は「やらなければならないこと」。やらなければ法令違反です。罰則がある場合もあります。

「努力義務」は「やるように努めなければならないこと」。「義務」よりは強制力が小さく罰則もありませんが、行政としてはやってほしいことなので、指導の対象になります。

注目!!

義務づけられる物質です

## 現在の化学物質規制の仕組み

(特化則等による個別具体的規制を中心とする規制)

具体的な措置義務が  
かかっているのはこの範囲

発がん性等が確認された  
物質について、専門家の  
検討を経て特化則に追加  
※2007年以降、29物質追加

自主管理が  
困難で有害性が  
高い物質

許容濃度又は  
ばく露限界値が示されている  
危険・有害な物質

123物質

674物質

特化則、有機則等  
に基づく個別具体  
的な措置義務

(一般的措置義務)  
※具体的な措置基準なし  
排気装置設置等による

ラベル表示義務

SDS交付義務

リスクアセスメント義務

## 用語解説

### 義務と努力義務

「義務」は「やらなければならないこと」。やらなければ法令違反です。罰則がある場合もあります。

「努力義務」は「やるように努めなければならないこと」。「義務」よりは強制力が小さく罰則もありませんが、行政としてはやってほしいことなので、指導の対象になります。

注目!!

この123物質も含まれた674物質には

## 現在の化学物質規制の仕組み

(特化則等による個別具体的規制を中心とする規制)

具体的な措置義務が  
かかっているのはこの範囲

発がん性等が確認された  
物質について、専門家の  
検討を経て特化則に追加  
※2007年以降、29物質追加

自主管理が  
困難で有害性が  
高い物質

許容濃度又は  
ばく露限界値が示されている  
危険・有害な物質

123物質

674物質

特化則、有機則等  
に基づく個別具体  
的な措置義務

(一般的措置義務)  
※具体的な措置基準なし  
排気装置設置等による

ラベル表示義務  
SDS交付義務  
リスクアセスメント義務

## 用語解説

### ラベル・SDSの絵表示

化学物質の危険性・有害性を伝える  
ために、世界共通の絵表示（ピクトグラム）が定められています。



容器へのラベル表示

## 現在の化学物質規制の仕組み

(特化則等による個別具体的規制を中心とする規制)

具体的な措置義務が  
かかっているのはこの範囲

発がん性等が確認された  
物質について、専門家の  
検討を経て特化則に追加  
※2007年以降、29物質追加

自主管理が  
困難で有害性が  
高い物質

許容濃度又は  
ばく露限界値が示されている  
危険・有害な物質

123物質

674物質

特化則、有機則等  
に基づく個別具体  
的な措置義務

(一般的措置義務)  
※具体的な措置基準なし  
排気装置設置等による

ラベル表示義務  
SDS交付義務  
リスクアセスメント義務

GHS分類で  
危険性・有害性がある物質

数万物質

低濃度の毒性物質

低濃度毒性物質  
低濃度燃焼性物質  
低濃度爆発性物質

GHS分類で危険性・有害性に該当しない物質

SDS／安全データシートの交付により

## 用語解説

### ラベル・SDSの絵表示

化学物質の危険性・有害性を伝える  
ために、世界共通の絵表示（ピクトグラム）が定められています。



## 現在の化学物質規制の仕組み

(特化則等による個別具体的規制を中心とする規制)

具体的な措置義務が  
かかっているのはこの範囲

発がん性等が確認された  
物質について、専門家の  
検討を経て特化則に追加  
※2007年以降、29物質追加

自主管理が  
困難で有害性が  
高い物質

許容濃度又は  
ばく露限界値が示されている  
危険・有害な物質

123物質

674物質

特化則、有機則等  
に基づく個別具体  
的な措置義務

(一般的措置義務)  
※具体的な措置基準なし  
排気装置設置等による

ラベル表示義務  
SDS交付義務  
リスクアセスメント義務

## 用語解説

### ラベル・SDSの絵表示

化学物質の危険性・有害性を伝える  
ために、世界共通の絵表示（ピクトグラム）が定められています。



危険性・有害性情報が伝達され

## 現在の化学物質規制の仕組み

(特化則等による個別具体的規制を中心とする規制)

具体的な措置義務が  
かかっているのはこの範囲

発がん性等が確認された  
物質について、専門家の  
検討を経て特化則に追加  
※2007年以降、29物質追加

自主管理が  
困難で有害性が  
高い物質

許容濃度又は  
ばく露限界値が示されている  
危険・有害な物質

123物質

674物質

特化則、有機則等  
に基づく個別具体  
的な措置義務

(一般的措置義務)  
※具体的な措置基準なし  
排気装置設置等による

ラベル表示義務

SDS交付義務

リスクアセスメント義務

## 用語解説

### ラベル・SDSの絵表示

化学物質の危険性・有害性を伝える  
ために、世界共通の絵表示（ピクトグラム）が定められています。

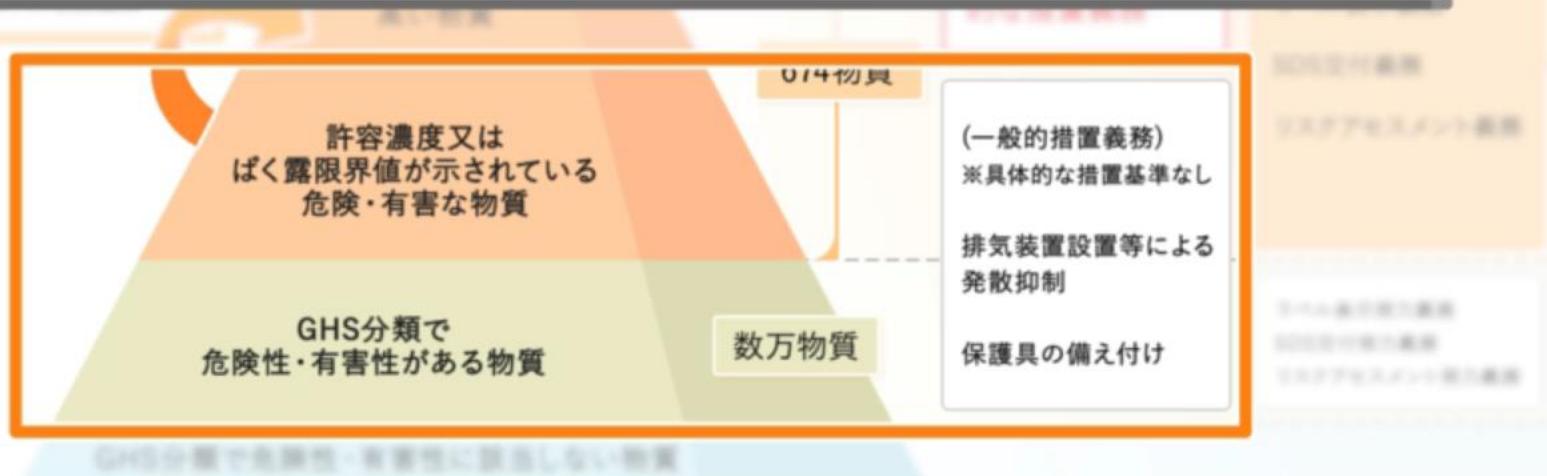


この情報に基づくリスクアセスメントの実施が義務づけられます

## 現在の化学物質規制の仕組み

(特化則等による個別具体的規制を中心とする規制)

- 国によるリスク評価で有害性の高い物質に対し、法令で具体的な措置義務を規定。
- 化学物質による休業4日以上の労働災害の約8割は、  
具体的な措置義務のかかる123物質以外の物質により発生。
- これまで使っていた物質が措置義務対象に追加されると、措置義務を忌避して  
危険性・有害性の確認・評価を十分にせずに規制対象外の物質に変更し、  
対策不十分により労働災害が発生。(規制とのいたちごっこ)



## 用語解説

### 規制とのいたちごっこ

物質Aで労働災害

→物質Aを規制

→規制されていない物質Bを使用

→物質Bで労働災害

→物質Bを規制

→規制されていない物質Cを使用

→物質Cで労働災害

→物質Cを規制

.....

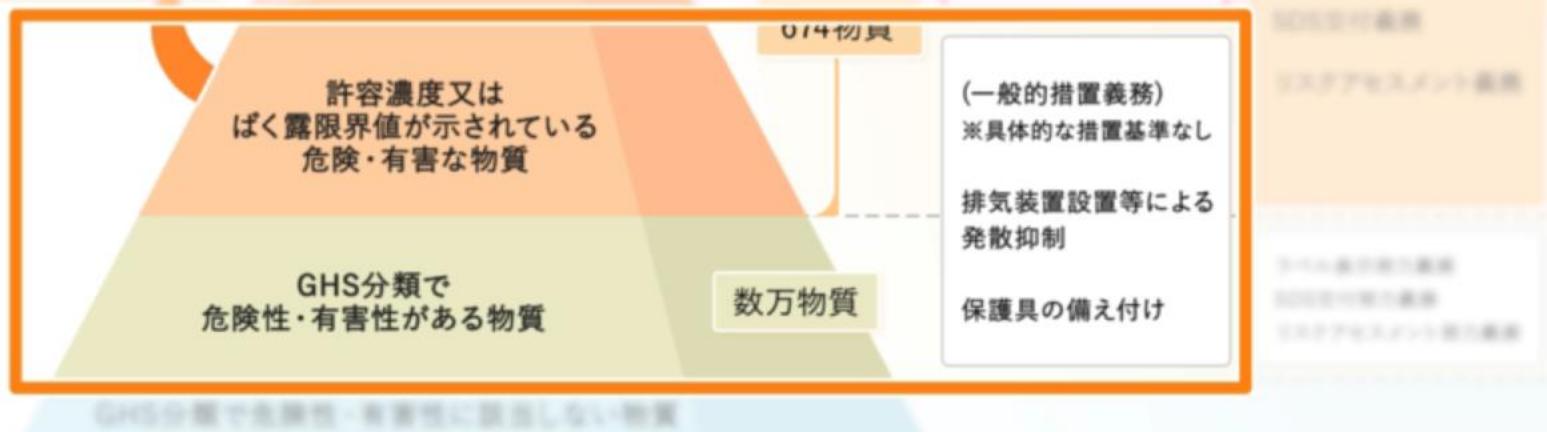


一方、このような義務づけを嫌って

## 現在の化学物質規制の仕組み

(特化則等による個別具体的規制を中心とする規制)

- 国によるリスク評価で有害性の高い物質に対し、法令で具体的な措置義務を規定。
- 化学物質による休業4日以上の労働災害の約8割は、  
具体的な措置義務のかかる123物質以外の物質により発生。
- これまで使っていた物質が措置義務対象に追加されると、措置義務を忌避して  
危険性・有害性の確認・評価を十分にせずに規制対象外の物質に変更し、  
対策不十分により労働災害が発生。(規制とのいたちごっこ)



## 用語解説

### 規制とのいたちごっこ

物質Aで労働災害

→物質Aを規制

→規制されていない物質Bを使用

→物質Bで労働災害

→物質Bを規制

→規制されていない物質Cを使用

→物質Cで労働災害

→物質Cを規制

.....

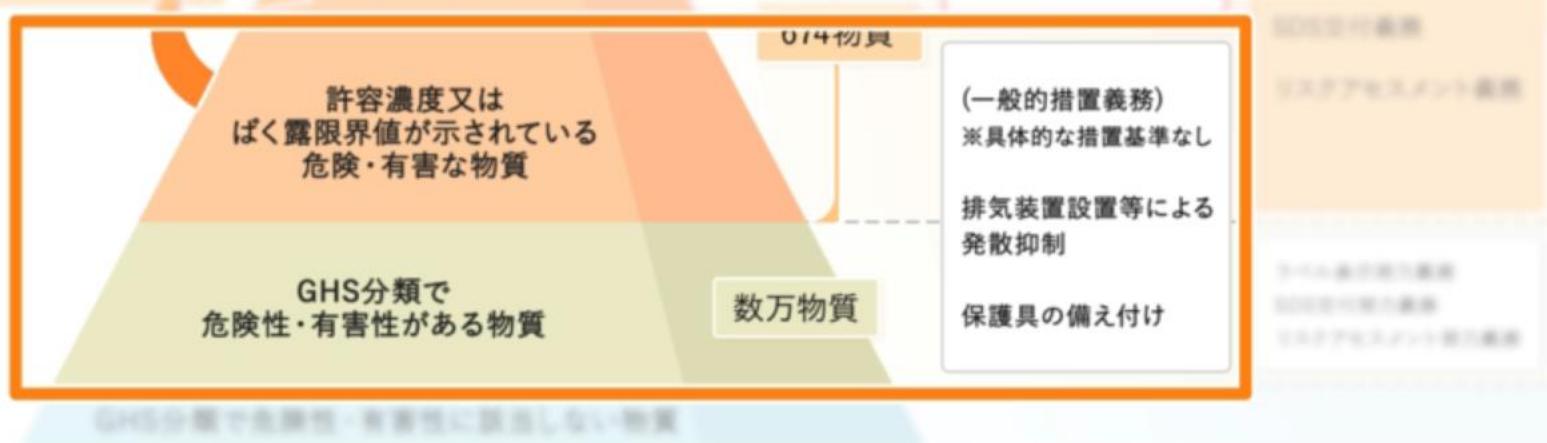


危険性・有害性の確認・評価を十分にせず

## 現在の化学物質規制の仕組み

(特化則等による個別具体的規制を中心とする規制)

- 国によるリスク評価で有害性の高い物質に対し、法令で具体的な措置義務を規定。
- 化学物質による休業4日以上の労働災害の約8割は、  
具体的な措置義務のかかる123物質以外の物質により発生。
- これまで使っていた物質が措置義務対象に追加されると、措置義務を忌避して  
危険性・有害性の確認・評価を十分にせずに規制対象外の物質に変更し、  
対策不十分により労働災害が発生。(規制とのいたちごっこ)



## 用語解説

### 規制とのいたちごっこ

物質Aで労働災害

→物質Aを規制

→規制されていない物質Bを使用

→物質Bで労働災害

→物質Bを規制

→規制されていない物質Cを使用

→物質Cで労働災害

→物質Cを規制

.....



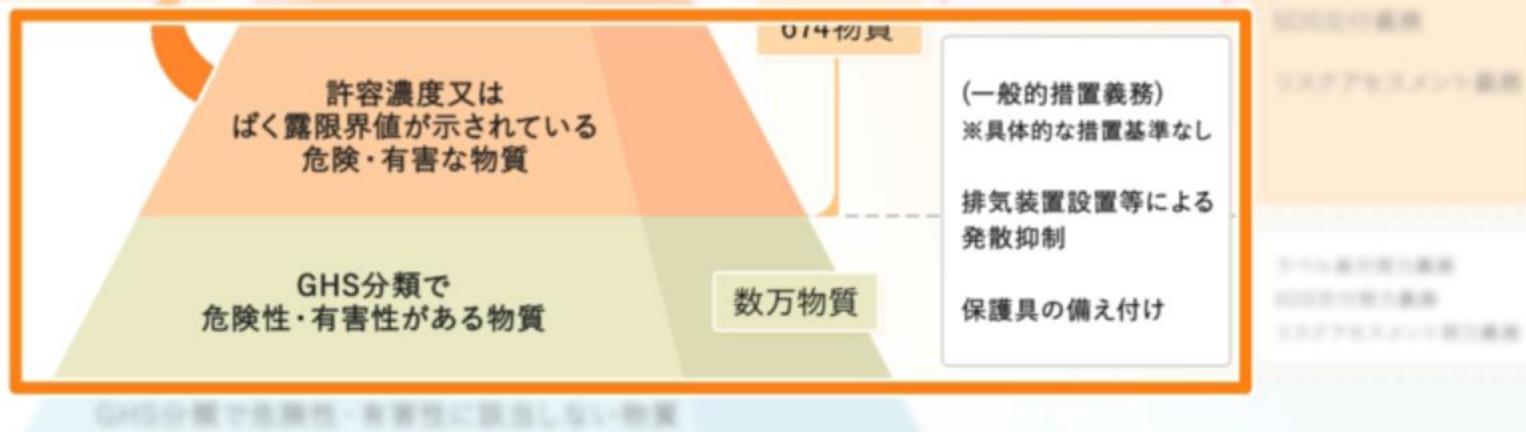
注目!!

義務のかからない物質に代替し

## 現在の化学物質規制の仕組み

(特化則等による個別具体的規制を中心とする規制)

- 国によるリスク評価で有害性の高い物質に対し、法令で具体的な措置義務を規定。
- 化学物質による休業4日以上の労働災害の約8割は、  
具体的な措置義務のかかる123物質以外の物質により発生。
- これまで使っていた物質が措置義務対象に追加されると、措置義務を忌避して  
危険性・有害性の確認・評価を十分にせずに規制対象外の物質に変更し、  
対策不十分により労働災害が発生。(規制とのいたちごっこ)



## 用語解説

### 規制とのいたちごっこ

物質Aで労働災害

→物質Aを規制

→規制されていない物質Bを使用

→物質Bで労働災害

→物質Bを規制

→規制されていない物質Cを使用

→物質Cで労働災害

→物質Cを規制

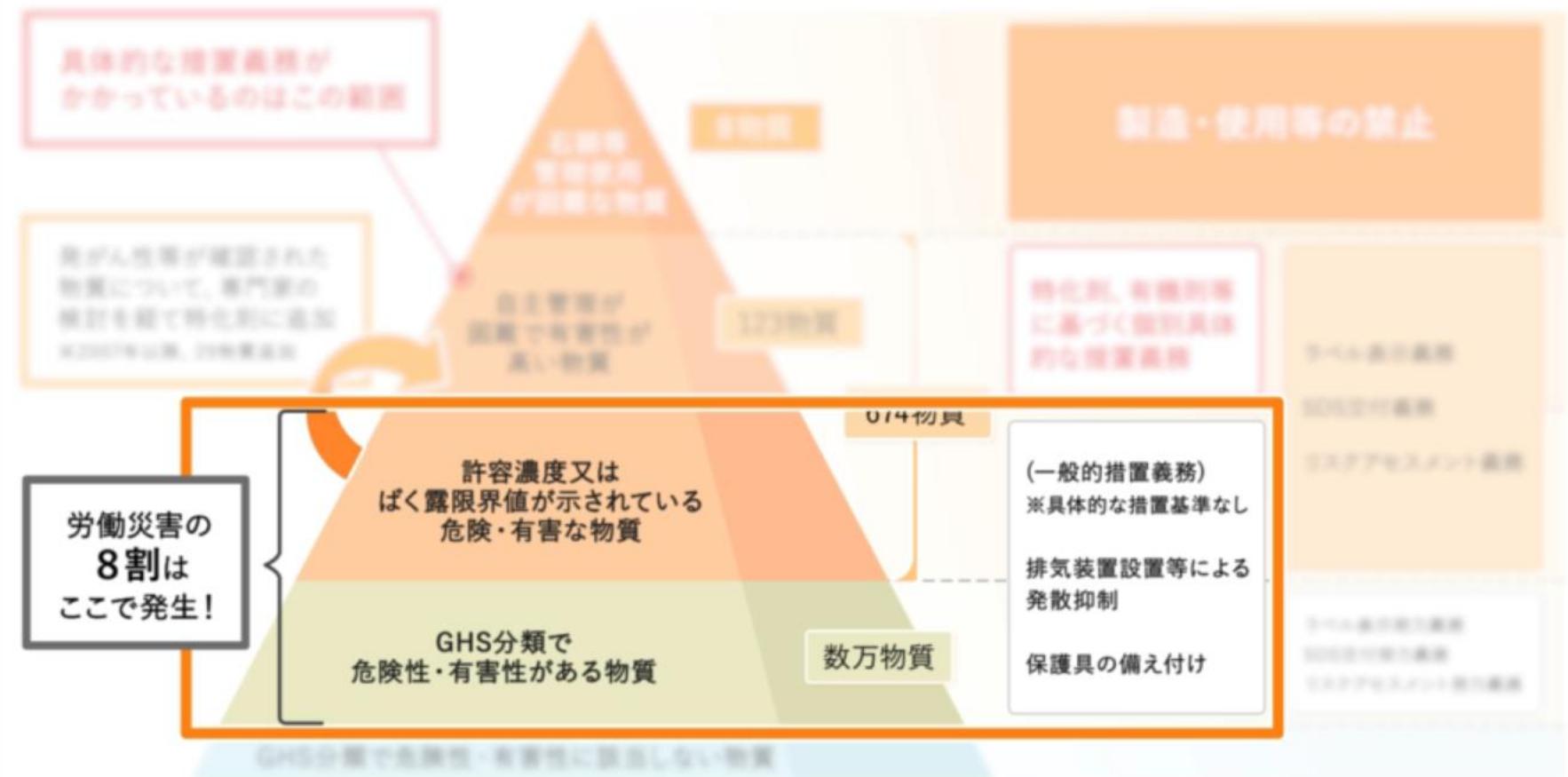
.....



対策不十分なまま使うようなことも起きています

## 現在の化学物質規制の仕組み

(特化則等による個別具体的規制を中心とする規制)



## 用語解説

### 化学物質による労働災害

第6回の検討会の資料によると、化学物質による労働災害（休業4日以上）の内訳は以下のようになります。

◆2018年1月～12月  
特別規則で規制済 18.5%  
それ以外※ 81.5%

※情報提供義務あり、  
未規制、物質不明 を含む



近年の調査では化学物質による労働災害の8割は

## 現在の化学物質規制の仕組み

### (特化則等による個別具体的規制を中心とする規制)

労働災害の  
8割は  
ここで発生!

許容濃度又は  
ばく露限界値が示されている  
危険・有害な物質

## GHS分類で 危険性・有害性がある物質

(一般的措置義務)  
※具体的な措置基準なし

#### 排気装置設置等による 発散抑制

## 保護具の備え付け

用語解説

## 化学物質による労働災害

第6回の検討会の資料によると、化学物質による労働災害（休業4日以上）の内訳は以下のようになります。

◆2018年1月～12月  
特別規則で規制済 18.5%  
それ以外※ 81.5%

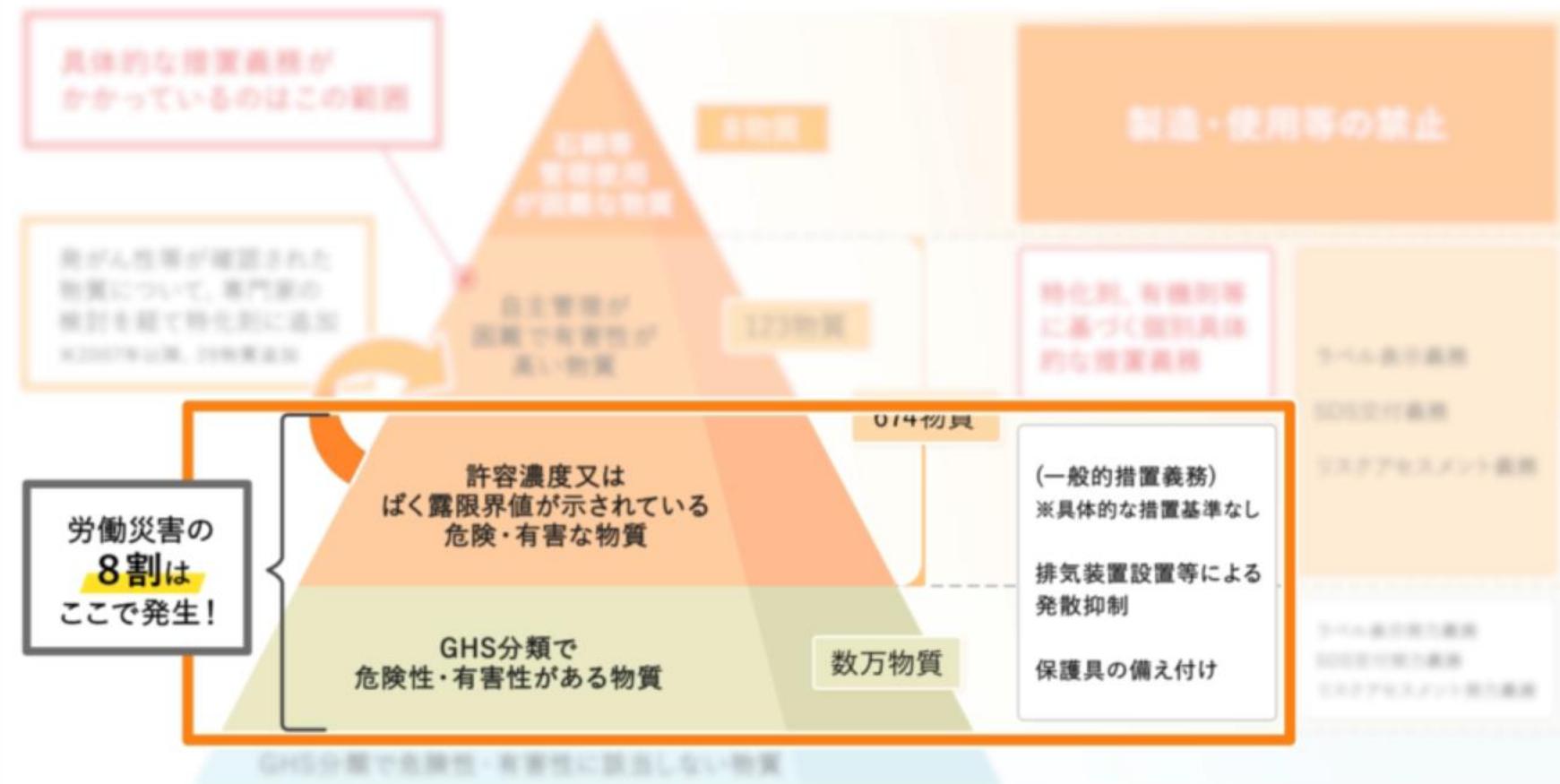
※情報提供義務あり、  
未規制、物質不明 を含む



近年の調査では化学物質による労働災害の8割は

## 現在の化学物質規制の仕組み

(特化則等による個別具体的規制を中心とする規制)



## 用語解説

### 化学物質による労働災害

第6回の検討会の資料によると、化学物質による労働災害（休業4日以上）の内訳は以下のようになります。

◆2018年1月～12月  
特別規則で規制済 18.5%  
それ以外※ 81.5%

※情報提供義務あり、  
未規制、物質不明 を含む



具体的な措置義務がかっていない物質で起きています

## 現在の化学物質規制の仕組み

(特化則等による個別具体的規制を中心とする規制)

具体的な措置義務が  
かかっているのはこの範囲

発がん性等が確認された  
物質について、専門家の  
検討を経て特化則に追加  
※2007年以降、29物質追加

労働災害の  
8割は  
ここで発生!

石綿等  
管理使用  
が困難な物質

自主管理が  
困難で有害性が  
高い物質

許容濃度又は  
ばく露限界値が示されている  
危険・有害な物質

GHS分類で  
危険性・有害性がある物質

GHS分類で危険性・有害性に該当しない物質

8物質

123物質

674物質

数万物質

製造・使用等の禁止

特化則、有機則等  
に基づく個別具体的  
な措置義務

(一般的措置義務)  
※具体的な措置基準なし

排気装置設置等による  
発散抑制

保護具の備え付け

ラベル表示義務

SDS交付義務

リスクアセスメント義務

ラベル表示努力義務  
SDS交付努力義務  
リスクアセスメント努力義務

## 用語解説

### 化学物質による労働災害

第6回の検討会の資料によると、化学物質による労働災害(休業4日以上)の内訳は以下のようになります。

◆2018年1月～12月

特別規則で規制済 18.5%  
それ以外※ 81.5%

※情報提供義務あり、  
未規制、物質不明 を含む



具体的な措置義務がかからっていない物質で起きています

# 化学物質規制体系の見直し

(自律的な管理を基軸とする規制への移行)

## 用語解説

### 自律管理型

事業者が自ら化学物質の危険性・有害性を調べて、作業者がケガをしたり病気にならないように、その対策も自ら選択できる枠組みです



化学物質規制体系の見直し

## 化学物質規制体系の見直し

(自律的な管理を基軸とする規制への移行)

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、

危険性・有害性が確認された**全ての物質**に対して、

**国が定める管理基準の達成**を求め、

達成のための**手段は指定しない**方式に大きく転換

## 用語解説

### 自律管理型

事業者が自ら化学物質の危険性・有害性を調べて、作業者がケガをしたり病気にならないように、その対策も自ら選択できる枠組みです



「自律管理型」においては

## 化学物質規制体系の見直し

(自律的な管理を基軸とする規制への移行)

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、

危険性・有害性が確認された**全ての物質**に対して、

**国が定める管理基準の達成**を求め、

達成のための**手段は指定しない**方式に大きく転換

## 用語解説

### 自律管理型

事業者が自ら化学物質の危険性・有害性を調べて、作業者がケガをしたり病気にならないように、その対策も自ら選択できる枠組みです



危険性・有害性に関する情報が

## 化学物質規制体系の見直し

(自律的な管理を基軸とする規制への移行)

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、

危険性・有害性が確認された**全ての物質**に対して、

**国が定める管理基準の達成**を求め、

達成のための**手段は指定しない**方式に大きく転換

## 用語解説

### 自律管理型

事業者が自ら化学物質の危険性・有害性を調べて、作業者がケガをしたり病気にならないように、その対策も自ら選択できる枠組みです



確実に伝達される必要があります

## 化学物質規制体系の見直し

(自律的な管理を基軸とする規制への移行)

### 新たな仕組み（自律的な管理）のポイント

- ▶ 国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質に、以下の事項を義務づけ

## 用語解説

### GHS分類

GHSは「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」  
(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)  
という国連勧告の略です。



そこで国が危険性・有害性分類

## 化学物質規制体系の見直し

(自律的な管理を基軸とする規制への移行)

### 新たな仕組み（自律的な管理）のポイント

- ▶ 国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質に、以下の事項を義務づけ

## 用語解説

### GHS分類

GHSは「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」  
(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)  
という国連勧告の略です。



すなわち（GHS分類）を行い

## 化学物質規制体系の見直し

(自律的な管理を基軸とする規制への移行)

### 新たな仕組み（自律的な管理）のポイント

- ▶ 国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された**全ての物質**に、以下の事項を義務づけ
- 危険性・有害性の**情報の伝達**（譲渡・提供時のラベル表示・SDS交付）

危険性・有害性が確認された全ての物質を対象として

## 用語解説

### GHS分類

GHSは化学品の危険性・有害性を世界的に統一された一定の基準に従って分類し、絵表示等を用いて分かりやすく表示し、その結果をラベルやSDS (Safety Data Sheet: 安全データシート) に反映させ、災害防止及び人の健康や環境の保護に役立てようとするものです。



## 化学物質規制体系の見直し

(自律的な管理を基軸とする規制への移行)

### 新たな仕組み（自律的な管理）のポイント

- ▶ 国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された**全ての物質**に、以下の事項を義務づけ
- 危険性・有害性の**情報の伝達**（譲渡・提供時のラベル表示・SDS交付）

譲渡・提供時に、ラベル表示やSDS交付によって

## 用語解説

### GHS分類

GHSは化学品の危険性・有害性を世界的に統一された一定の基準に従って分類し、絵表示等を用いて分かりやすく表示し、その結果をラベルやSDS (Safety Data Sheet: 安全データシート) に反映させ、災害防止及び人の健康や環境の保護に役立てようとするものです。



## 化学物質規制体系の見直し

(自律的な管理を基軸とする規制への移行)

### 新たな仕組み（自律的な管理）のポイント

- ▶ 国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質に、以下の事項を義務づけ
- 危険性・有害性の情報の伝達（譲渡・提供時のラベル表示・SDS交付）

危険性・有害性の情報を伝達することを義務づけます

## 用語解説

### ラベル・SDSの絵表示

化学物質の危険性・有害性を伝えるために、世界共通の絵表示（ピクトグラム）が定められています。



注目!!

## 化学物質規制体系の見直し

(自律的な管理を基軸とする規制への移行)

### 新たな仕組み（自律的な管理）のポイント

- ▶ 国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された全ての物質に、以下の事項を義務づけ
- 危険性・有害性の情報の伝達（譲渡・提供時のラベル表示・SDS交付）
- リスクアセスメントの実施（製造・使用時）

## 用語解説

### ラベル・SDSの絵表示

化学物質の危険性・有害性を伝えるために、世界共通の絵表示（ピクトグラム）が定められています。



さらに、伝達された情報に基づいてリスクアセスメントを実施し

## 化学物質規制体系の見直し

(自律的な管理を基軸とする規制への移行)

### 新たな仕組み(自律的な管理)のポイント

- ▶ 国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された**全ての物質**に、以下の事項を義務づけ
- 危険性・有害性の**情報の伝達**(譲渡・提供時のラベル表示・SDS交付)
- リスクアセスメントの実施(製造・使用時)
- 労働者が**吸入する濃度**を国が定める管理基準以下に管理
  - ※ばく露濃度を下げる手段は、以下の優先順位の考え方に基づいて事業者が自ら選択
  - ※管理基準が設定されていない物質は、なるべくばく露濃度を低くする義務
- 薬傷や皮膚吸収による健康影響を防ぐための**保護眼鏡、保護手袋等**の使用

## 用語解説

### ラベル・SDSの絵表示

化学物質の危険性・有害性を伝えるために、世界共通の絵表示(ピクトグラム)が定められています。



労働者が吸入する濃度が国が定める管理基準を

## 化学物質規制体系の見直し

(自律的な管理を基軸とする規制への移行)

### 新たな仕組み（自律的な管理）のポイント

- ▶ 国によるGHS分類で危険性・有害性が確認された**全ての物質**に、以下の事項を義務づけ
- 危険性・有害性の**情報の伝達**（譲渡・提供時のラベル表示・SDS交付）
- リスクアセスメントの実施（製造・使用時）
- 労働者が**吸入する濃度**を国が定める管理基準以下に管理
  - ※ばく露濃度を下げる手段は、以下の優先順位の考え方に基づいて事業者が自ら選択
  - ※管理基準が設定されていない物質は、なるべくばく露濃度を低くする義務
- 薬傷や皮膚吸収による健康影響を防ぐための**保護眼鏡、保護手袋**等の使用

## 用語解説

### ラベル・SDSの絵表示

化学物質の危険性・有害性を伝えるために、世界共通の絵表示（ピクトグラム）が定められています。



超えないようにすることも義務づけられます

## 化学物質規制体系の見直し

(自律的な管理を基軸とする規制への移行)

### 新たな仕組み（自律的な管理）のポイント

▶ 労働災害が多発し、自律的な管理が困難な物質や  
特定の作業の禁止・許可制を導入

▶ 特化則、有機則で規制されている物質（123物質）の管理は、  
5年後を目途に自律的な管理に移行できる環境を整えた上で、  
個別具体的な規制（特化則、有機則等）は廃止することを想定

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します



このような「自律的な管理」を5年後までに定着させることを

# 化学物質規制体系の見直し

(自律的な管理を基軸とする規制への移行)

## 新たな仕組み（自律的な管理）のポイント

▶ 労働災害が多発し、自律的な管理が困難な物質や  
特定の作業の禁止・許可制を導入

▶ 特化則、有機則で規制されている物質（123物質）の管理は、  
5年後を目途に自律的な管理に移行できる環境を整えた上で、  
個別具体的な規制（特化則、有機則等）は廃止することを想定

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します



目標としており

## 化学物質規制体系の見直し

(自律的な管理を基軸とする規制への移行)

### 新たな仕組み（自律的な管理）のポイント

▶ 労働災害が多発し、自律的な管理が困難な物質や  
特定の作業の禁止・許可制を導入

▶ 特化則、有機則で規制されている物質（123物質）の管理は、  
5年後を目途に自律的な管理に移行できる環境を整えた上で、  
個別具体的な規制（特化則、有機則等）は廃止することを想定

現行の特化則及び有機則等に含まれる対象物質も

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します



注目!!

# 化学物質規制体系の見直し

(自律的な管理を基軸とする規制への移行)

## 新たな仕組み（自律的な管理）のポイント

▶ 労働災害が多発し、自律的な管理が困難な物質や  
特定の作業の禁止・許可制を導入

▶ 特化則、有機則で規制されている物質（123物質）の管理は、  
5年後を目途に自律的な管理に移行できる環境を整えた上で、  
個別具体的な規制（特化則、有機則等）は廃止することを想定

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します



「自律的な管理」に移行できる環境が整ったら

## 化学物質規制体系の見直し

(自律的な管理を基軸とする規制への移行)

### 新たな仕組み（自律的な管理）のポイント

▶ 労働災害が多発し、自律的な管理が困難な物質や  
特定の作業の禁止・許可制を導入

▶ 特化則、有機則で規制されている物質（123物質）の管理は、  
5年後を目途に自律的な管理に移行できる環境を整えた上で、  
個別具体的な規制（特化則、有機則等）は廃止することを想定

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します



これらの規則は廃止し、「自律的な管理」に一本化します

## 見直し後の化学物質規制の仕組み (自律的な管理を基軸とする規制)

### 用語解説

#### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します



見直し後の化学物質規制の仕組み

## 見直し後の化学物質規制の仕組み

(自律的な管理を基軸とする規制)



## 用語解説

### 自律的管理へ移行

危険性・有害性に関する情報がはっきりしている物質ほど左側で、まだ、危険性・有害性の情報がよくわかっていないものほど、右側に位置するというイメージです。

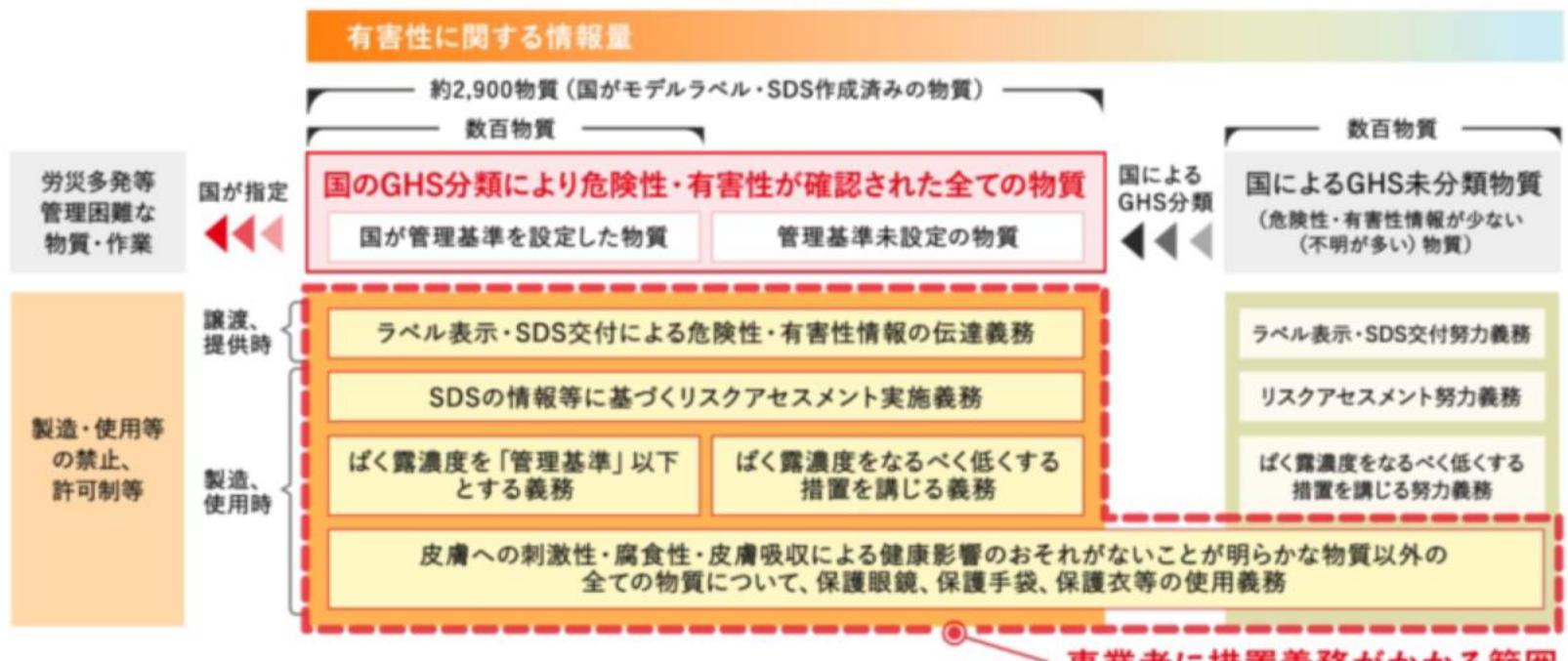
製造・使用を禁止すべき物質は、国が指定します。



「自律的な管理」に必要な

# 見直し後の化学物質規制の仕組み

(自律的な管理を基軸とする規制)



※特化則等の対象物質は引き続き同規則を適用。一定の要件を満たした企業は、特化則等の対象物質にも自律的な管理を容認。

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

危険性・有害性に関する情報がはっきりしている物質ほど左側で、まだ、危険性・有害性の情報がよくわかっていないものほど、右側に位置するというイメージです。

製造・使用を禁止すべき物質は、国が指定します。

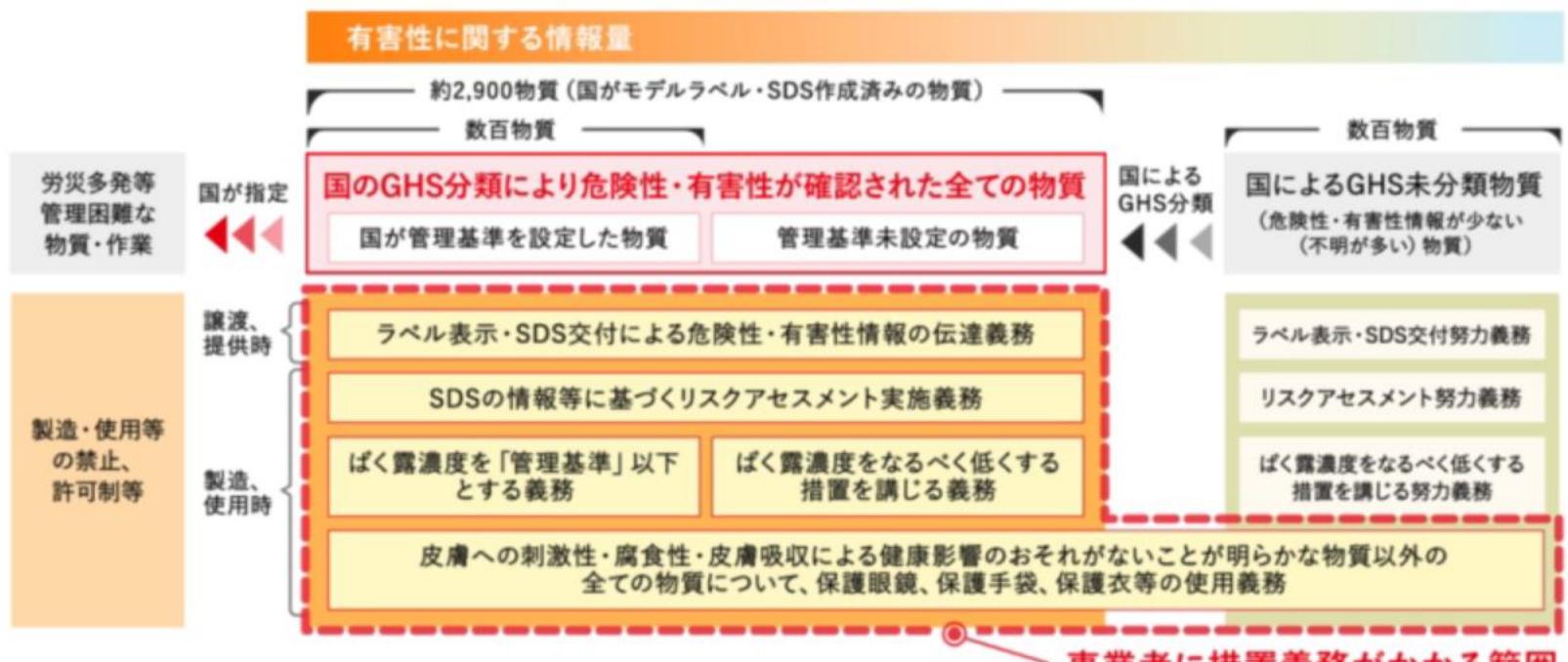


危険性・有害性情報の伝達強化に伴って

## 見直し後の化学物質規制の仕組み

(自律的な管理を基軸とする規制)

# 対象物質の大幅拡大



※特化則等の対象物質は引き続き同規則を適用。一定の要件を満たした企業は、特化則等の対象物質にも自律的な管理を容認。

## 用語解説

### 対象物質の大幅拡大

例えば、  
ラベル表示・SDS交付対象物質は、  
現在の 674物質 から、  
数年かけて、  
約2,900物質 まで拡大していきます。

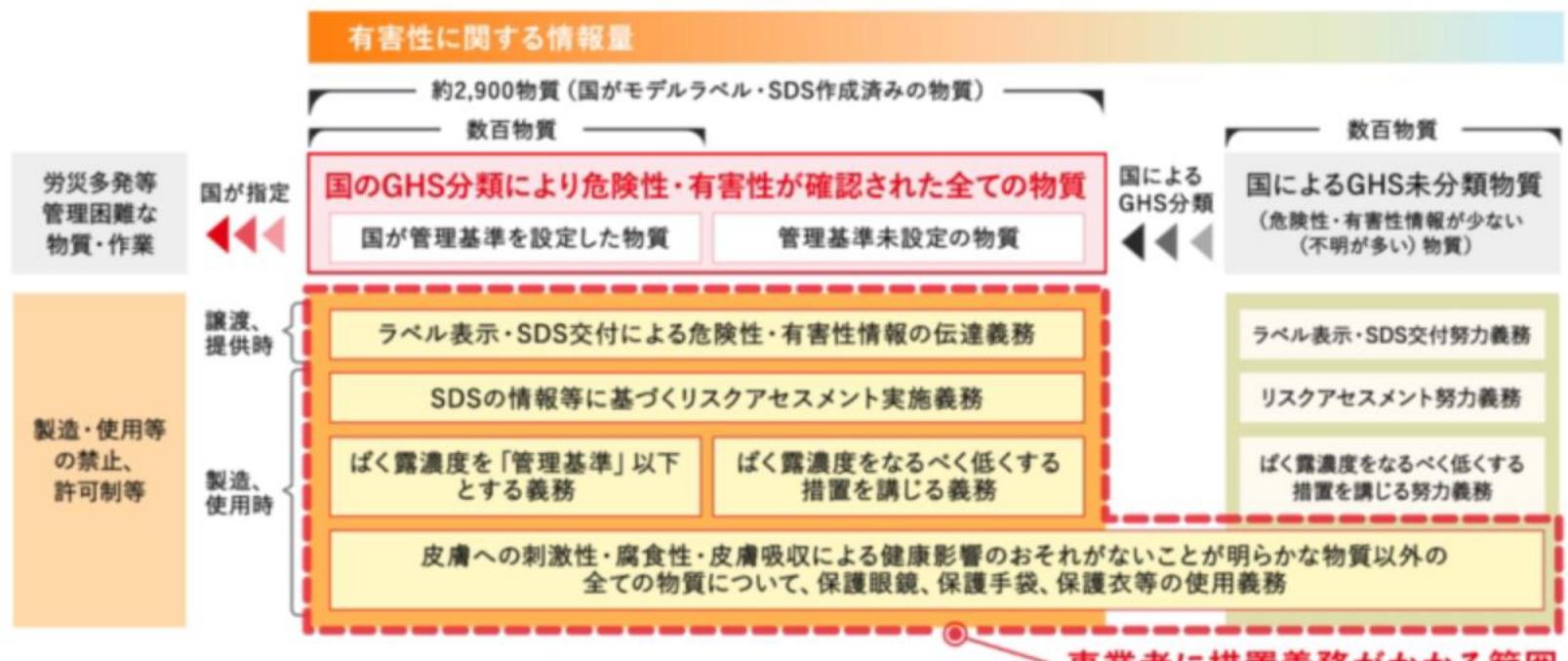


対象物質が大幅に拡大します

# 見直し後の化学物質規制の仕組み

(自律的な管理を基軸とする規制)

国が定めた管理基準を達成する手段は、有害性情報に基づくリスクアセスメントにより事業者が自ら選択可能。



※特化則等の対象物質は引き続き同規則を適用。一定の要件を満たした企業は、特化則等の対象物質にも自律的な管理を容認。

## 用語解説

### 対象物質の大幅拡大

例えば、  
ラベル表示・SDS交付対象物質は、  
現在の **674物質** から、  
数年かけて、  
**約2,900物質** まで拡大していきます。



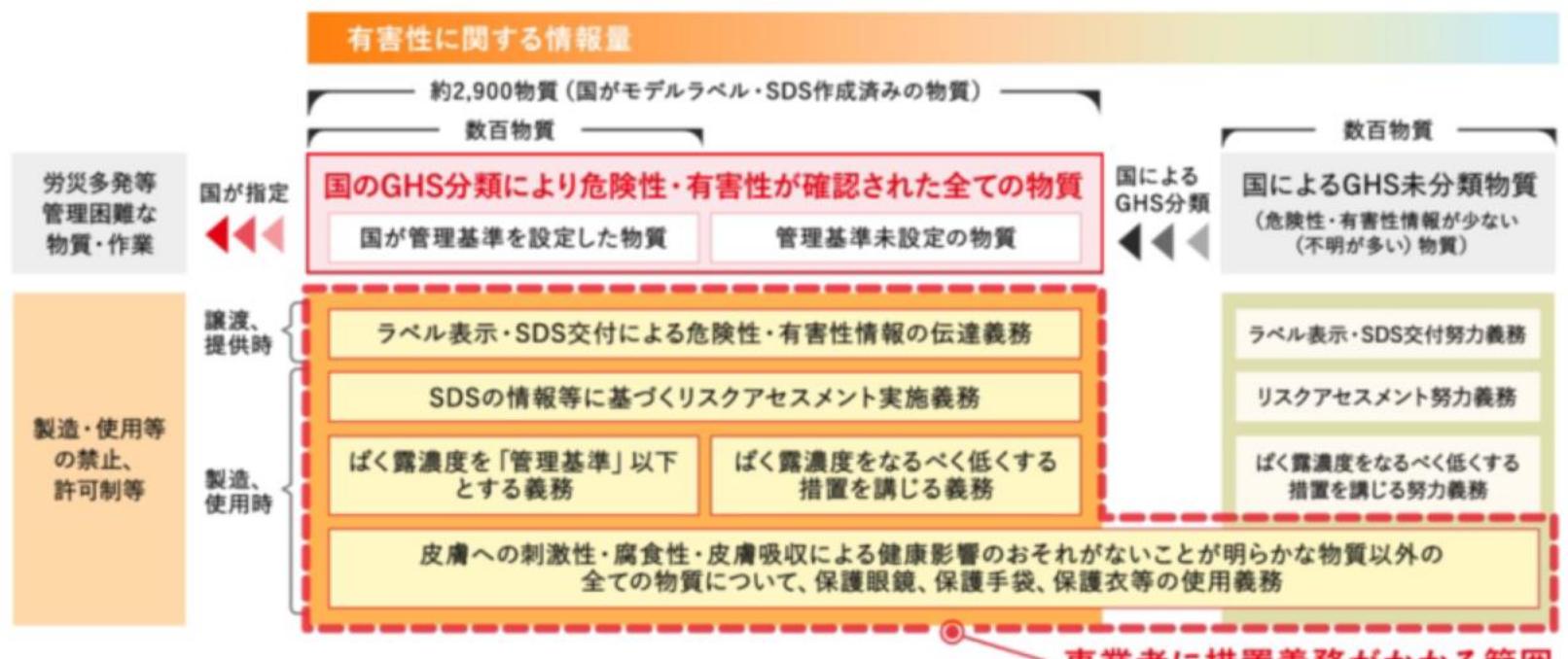
そして、国が定めた管理基準を達成する手段は、例えば

# 見直し後の化学物質規制の仕組み

(自律的な管理を基軸とする規制)

国が定めた管理基準を達成する手段は、有害性情報に基づくリスクアセスメントにより事業者が自ら選択可能。

## ① 有害性の低い物質への変更



## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します



## ① 有害性の低い物質への変更

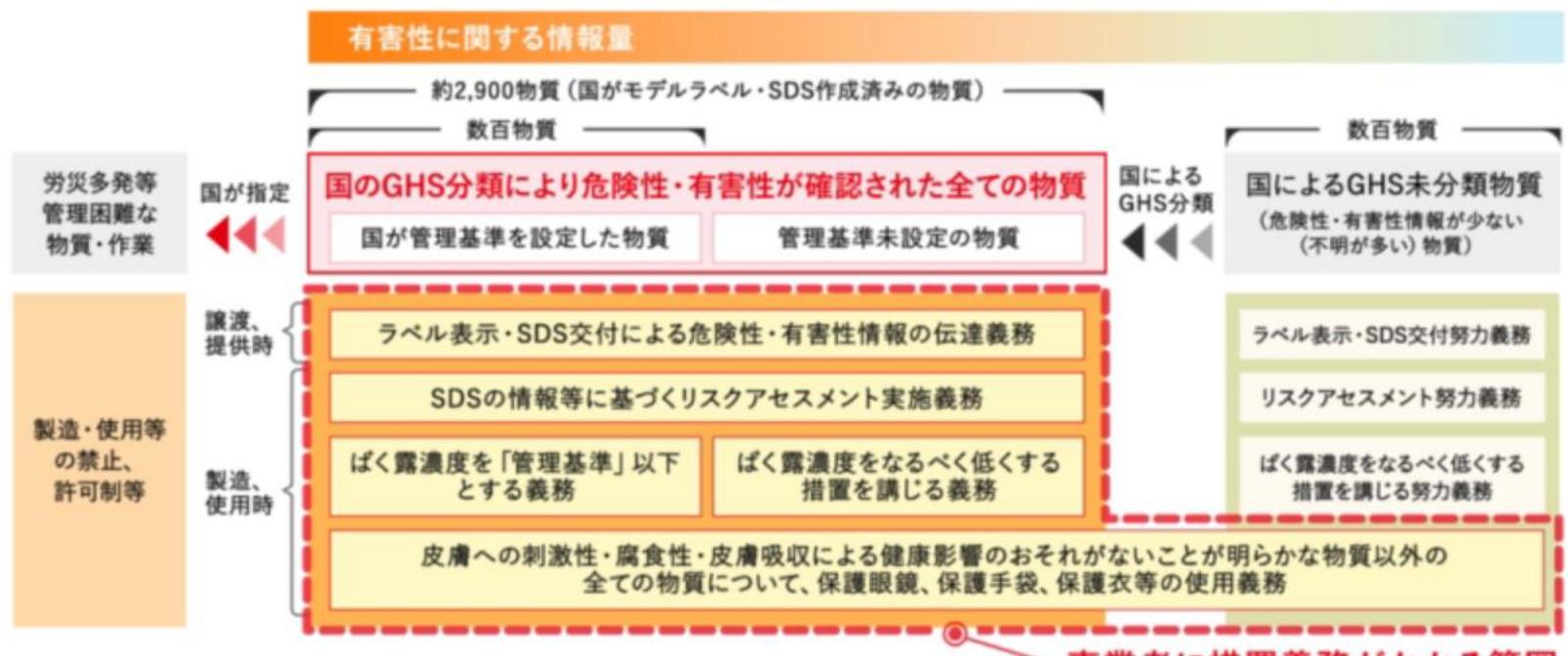
# 見直し後の化学物質規制の仕組み

(自律的な管理を基軸とする規制)

国が定めた管理基準を達成する手段は、有害性情報に基づくリスクアセスメントにより事業者が自ら選択可能。

## ① 有害性の低い物質への変更

## ② 密閉化・換気装置設置等



※特化則等の対象物質は引き続き同規則を適用。一定の要件を満たした企業は、特化則等の対象物質にも自律的な管理を容認。

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します



注目!!

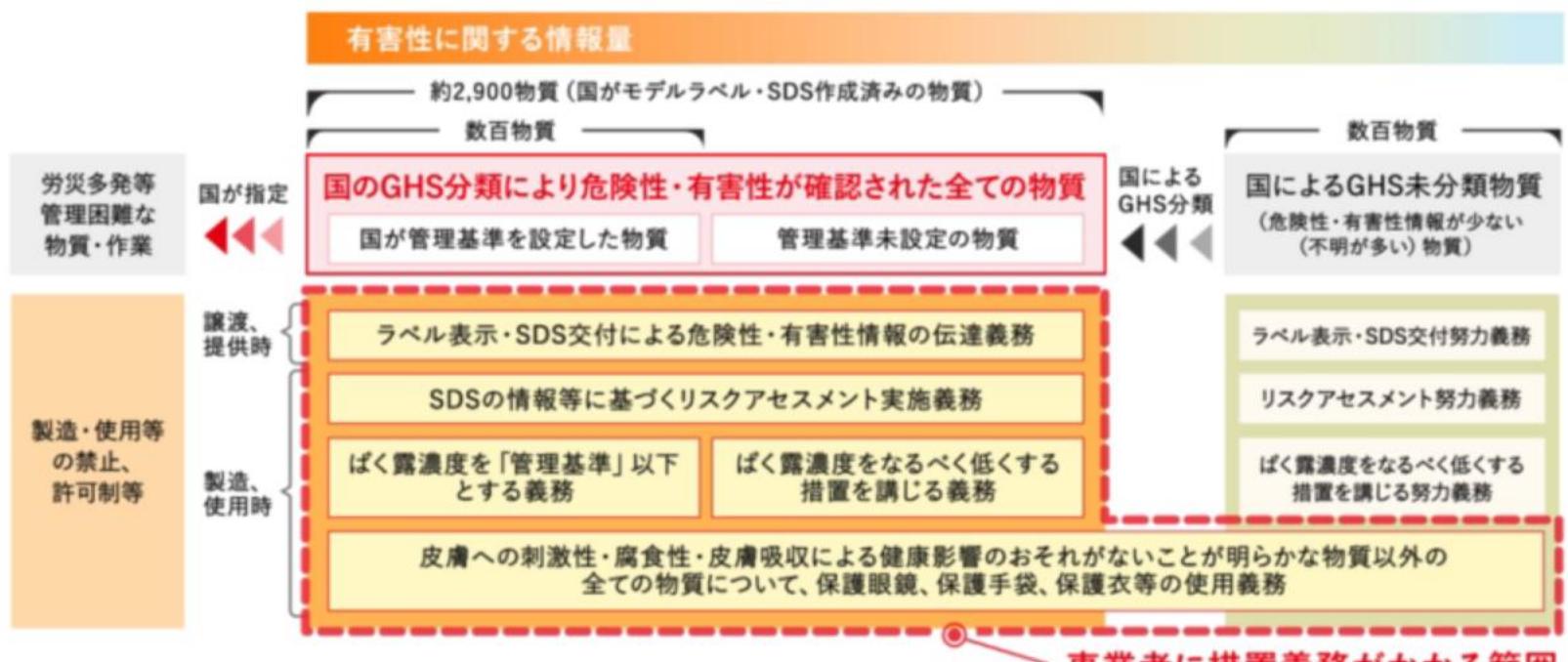
## ②密閉化・換気装置設置等

# 見直し後の化学物質規制の仕組み

(自律的な管理を基軸とする規制)

国が定めた管理基準を達成する手段は、有害性情報に基づくリスクアセスメントにより事業者が自ら選択可能。

- ① 有害性の低い物質への変更
- ② 密閉化・換気装置設置等
- ③ 作業手順の改善等



※特化則等の対象物質は引き続き同規則を適用。一定の要件を満たした企業は、特化則等の対象物質にも自律的な管理を容認。

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します



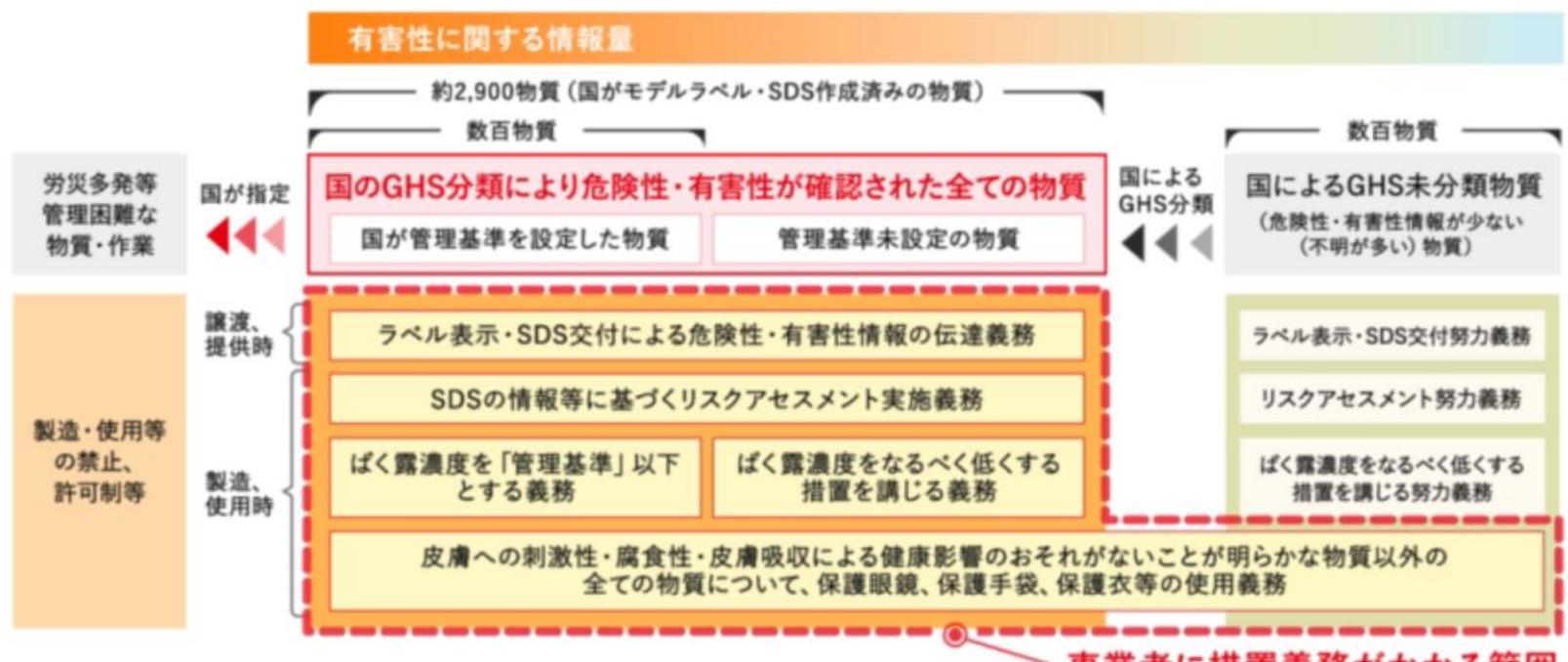
### ③作業手順の改善等

# 見直し後の化学物質規制の仕組み

(自律的な管理を基軸とする規制)

国が定めた管理基準を達成する手段は、有害性情報に基づくリスクアセスメントにより事業者が自ら選択可能。

- ① 有害性の低い物質への変更
- ② 密閉化・換気装置設置等
- ③ 作業手順の改善等
- ④ 有効な呼吸用保護具の使用



※特化則等の対象物質は引き続き同規則を適用。一定の要件を満たした企業は、特化則等の対象物質にも自律的な管理を容認。

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します



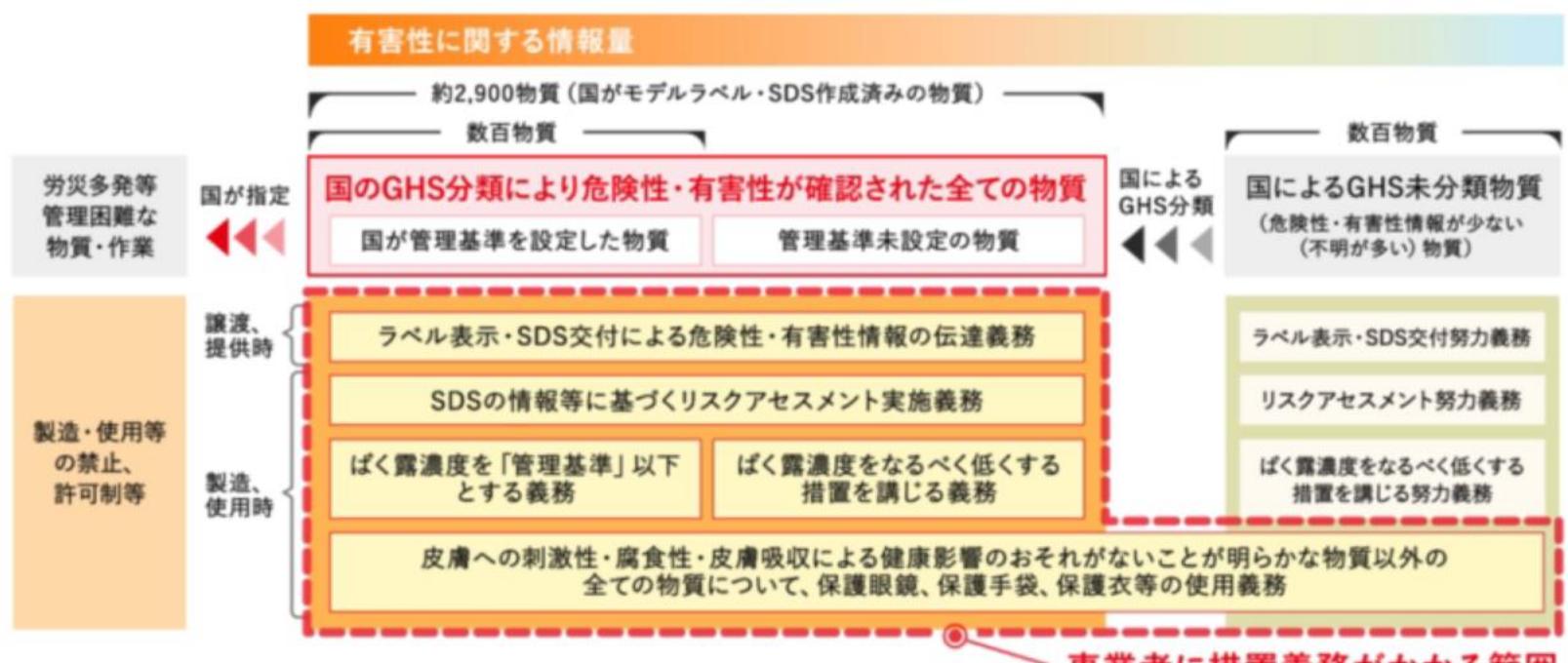
④有効な呼吸用保護具の使用 などの中から

# 見直し後の化学物質規制の仕組み

(自律的な管理を基軸とする規制)

国が定めた管理基準を達成する手段は、有害性情報に基づくリスクアセスメントにより事業者が自ら選択可能。

- ① 有害性の低い物質への変更
- ② 密閉化・換気装置設置等
- ③ 作業手順の改善等
- ④ 有効な呼吸用保護具の使用



※特化則等の対象物質は引き続き同規則を適用。一定の要件を満たした企業は、特化則等の対象物質にも自律的な管理を容認。

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します

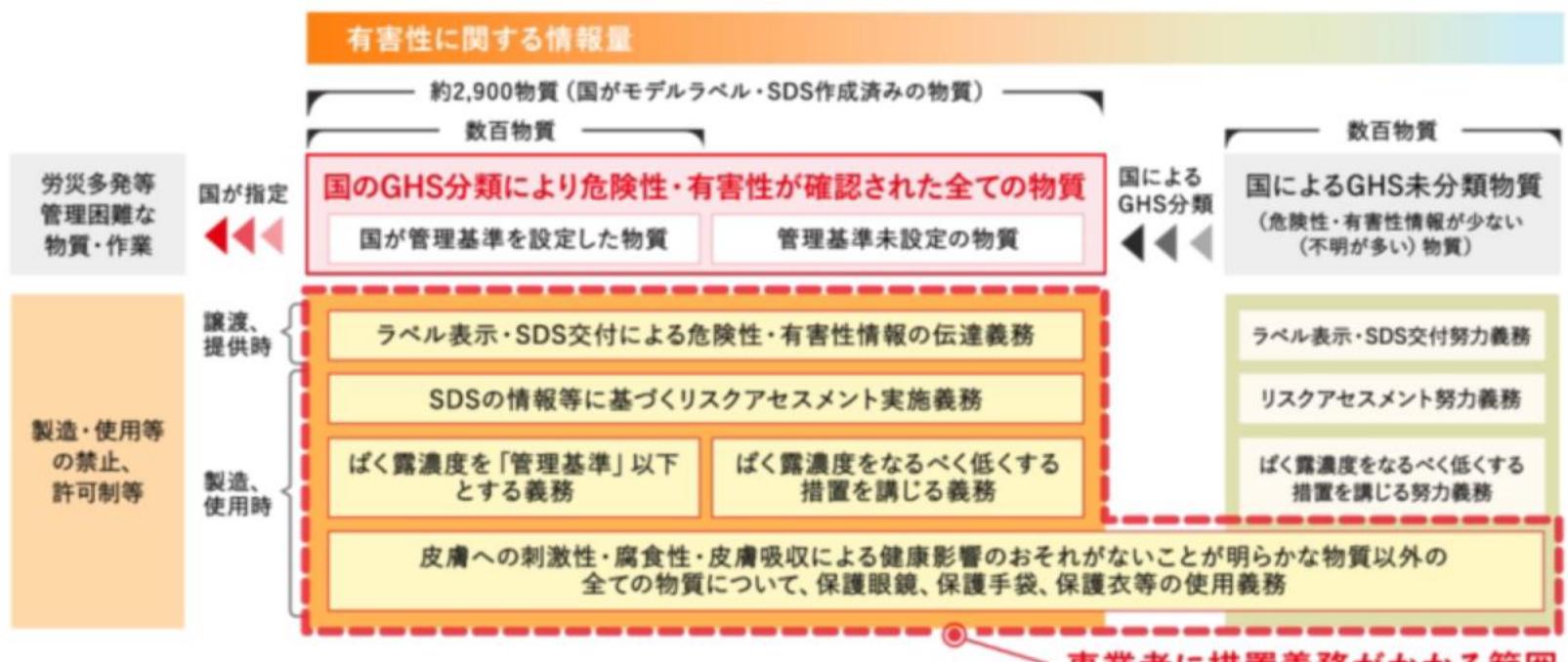
有害性情報に基づくリスクアセスメントの結果を踏まえて

# 見直し後の化学物質規制の仕組み

(自律的な管理を基軸とする規制)

国が定めた管理基準を達成する手段は、有害性情報に基づくリスクアセスメントにより事業者が自ら選択可能。

- ① 有害性の低い物質への変更
- ② 密閉化・換気装置設置等
- ③ 作業手順の改善等
- ④ 有効な呼吸用保護具の使用



※特化則等の対象物質は引き続き同規則を適用。一定の要件を満たした企業は、特化則等の対象物質にも自律的な管理を容認。

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します



事業者が選ぶことができます

# 見直し後の化学物質規制の仕組み

(自律的な管理を基軸とする規制)

国が定めた管理基準を達成する手段は、有害性情報に基づくリスクアセスメントにより事業者が自ら選択可能。

- ① 有害性の低い物質への変更
- ② 密閉化・換気装置設置等
- ③ 作業手順の改善等
- ④ 有効な呼吸用保護具の使用

## 有害性に関する情報量

約2,900物質（国がモデルラベル・SDS作成済みの物質）

数百物質

### 国のGHS分類により危険性・有害性が確認された全ての物質

国が指定

国が管理基準を設定した物質

管理基準未設定の物質

数百物質

### 国によるGHS分類

国によるGHS未分類物質  
(危険性・有害性情報が少ない  
(不明が多い) 物質)

労災多発等  
管理困難な  
物質・作業

譲渡、  
提供時

ラベル表示・SDS交付による危険性・有害性情報の伝達義務

SDSの情報等に基づくリスクアセスメント実施義務

ばく露濃度を「管理基準」以下  
とする義務

ばく露濃度をなるべく低くする  
措置を講じる義務

皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の  
全ての物質について、保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用義務

製造、  
使用時

ラベル表示・SDS交付努力義務

リスクアセスメント努力義務

ばく露濃度をなるべく低くする  
措置を講じる努力義務

事業者に措置義務がかかる範囲

※特化則等の対象物質は引き続き同規則を適用。一定の要件を満たした企業は、特化則等の対象物質にも自律的な管理を容認。

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します



赤枠オレンジ色の背景部分はわかり難いので説明します

# 見直し後の化学物質規制の仕組み

(自律的な管理を基軸とする規制)

国が定めた管理基準を達成する手段は、有害性情報に基づくリスクアセスメントにより事業者が自ら選択可能。

- ① 有害性の低い物質への変更
- ② 密閉化・換気装置設置等
- ③ 作業手順の改善等
- ④ 有効な呼吸用保護具の使用

## 有害性に関する情報量

約2,900物質（国がモデルラベル・SDS作成済みの物質）

数百物質

## 国のGHS分類により危険性・有害性が確認された全ての物質

国が指定

国が管理基準を設定した物質

管理基準未設定の物質

国による  
GHS分類

数百物質

国によるGHS未分類物質  
(危険性・有害性情報が少ない  
(不明が多い) 物質)

労災多発等  
管理困難な  
物質・作業

譲渡、  
提供時

ラベル表示・SDS交付による危険性・有害性情報の伝達義務

SDSの情報等に基づくリスクアセスメント実施義務

ばく露濃度を「管理基準」以下  
とする義務

ばく露濃度をなるべく低くする  
措置を講じる義務

皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の  
全ての物質について、保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用義務

製造、  
使用時

ラベル表示・SDS交付努力義務

リスクアセスメント努力義務

ばく露濃度をなるべく低くする  
措置を講じる努力義務

製造・使用等  
の禁止、  
許可制等

事業者に措置義務がかかる範囲

※特化則等の対象物質は引き続き同規則を適用。一定の要件を満たした企業は、特化則等の対象物質にも自律的な管理を容認。

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します



国のGHS分類により危険性・有害性が確認された全ての物質は

# 見直し後の化学物質規制の仕組み

(自律的な管理を基軸とする規制)

国が定めた管理基準を達成する手段は、有害性情報に基づくリスクアセスメントにより事業者が自ら選択可能。

- ① 有害性の低い物質への変更
- ② 密閉化・換気装置設置等
- ③ 作業手順の改善等
- ④ 有効な呼吸用保護具の使用

## 有害性に関する情報量

約2,900物質（国がモデルラベル・SDS作成済みの物質）

数百物質

数百物質

### 国のGHS分類により危険性・有害性が確認された全ての物質

国が指定

国が管理基準を設定した物質

管理基準未設定の物質

国による  
GHS分類

国によるGHS未分類物質  
(危険性・有害性情報が少ない  
(不明が多い) 物質)

労災多発等  
管理困難な  
物質・作業

譲渡、  
提供時

ラベル表示・SDS交付による危険性・有害性情報の伝達義務

SDSの情報等に基づくリスクアセスメント実施義務

ばく露濃度を「管理基準」以下  
とする義務

ばく露濃度をなるべく低くする  
措置を講じる義務

ラベル表示・SDS交付努力義務

リスクアセスメント努力義務

ばく露濃度をなるべく低くする  
措置を講じる努力義務

製造・使用等  
の禁止、  
許可制等

製造、  
使用時

皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の  
全ての物質について、保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用義務

事業者に措置義務がかかる範囲

※特化則等の対象物質は引き続き同規則を適用。一定の要件を満たした企業は、特化則等の対象物質にも自律的な管理を容認。

ラベル表示・SDS交付及びリスクアセスメントが

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します



# 見直し後の化学物質規制の仕組み

(自律的な管理を基軸とする規制)

国が定めた管理基準を達成する手段は、有害性情報に基づくリスクアセスメントにより事業者が自ら選択可能。

- ① 有害性の低い物質への変更
- ② 密閉化・換気装置設置等
- ③ 作業手順の改善等
- ④ 有効な呼吸用保護具の使用

## 有害性に関する情報量

約2,900物質（国がモデルラベル・SDS作成済みの物質）

数百物質

### 国のGHS分類により危険性・有害性が確認された全ての物質

国が指定

国が管理基準を設定した物質

管理基準未設定の物質

数百物質

### 国によるGHS未分類物質 (危険性・有害性情報が少ない (不明が多い) 物質)

譲渡、  
提供時

ラベル表示・SDS交付による危険性・有害性情報の伝達義務

SDSの情報等に基づくリスクアセスメント実施義務

製造、  
使用時

ばく露濃度を「管理基準」以下  
とする義務

ばく露濃度をなるべく低くする  
措置を講じる義務

皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の  
全ての物質について、保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用義務

ラベル表示・SDS交付努力義務

リスクアセスメント努力義務

ばく露濃度をなるべく低くする  
措置を講じる努力義務

事業者に措置義務がかかる範囲

※特化則等の対象物質は引き続き同規則を適用。一定の要件を満たした企業は、特化則等の対象物質にも自律的な管理を容認。

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します



義務づけられますが

# 見直し後の化学物質規制の仕組み

(自律的な管理を基軸とする規制)

国が定めた管理基準を達成する手段は、有害性情報に基づくリスクアセスメントにより事業者が自ら選択可能。

- ① 有害性の低い物質への変更
- ② 密閉化・換気装置設置等
- ③ 作業手順の改善等
- ④ 有効な呼吸用保護具の使用

## 有害性に関する情報量

約2,900物質（国がモデルラベル・SDS作成済みの物質）

数百物質

### 国のGHS分類により危険性・有害性が確認された全ての物質

国が管理基準を設定した物質

管理基準未設定の物質

数百物質

国によるGHS未分類物質  
(危険性・有害性情報が少ない  
(不明が多い) 物質)

労災多発等  
管理困難な  
物質・作業

国が指定

譲渡、  
提供時

ラベル表示・SDS交付による危険性・有害性情報の伝達義務

SDSの情報等に基づくリスクアセスメント実施義務

ばく露濃度を「管理基準」以下  
とする義務

ばく露濃度をなるべく低くする  
措置を講じる義務

皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の  
全ての物質について、保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用義務

製造、  
使用時

ラベル表示・SDS交付努力義務

リスクアセスメント努力義務

ばく露濃度をなるべく低くする  
措置を講じる努力義務

製造・使用等  
の禁止、  
許可制等

事業者に措置義務がかかる範囲

※特化則等の対象物質は引き続き同規則を適用。一定の要件を満たした企業は、特化則等の対象物質にも自律的な管理を容認。

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します



ばく露濃度の管理基準が設定されるのは一部の物質だけなので

# 見直し後の化学物質規制の仕組み

(自律的な管理を基軸とする規制)

国が定めた管理基準を達成する手段は、有害性情報に基づくリスクアセスメントにより事業者が自ら選択可能。

- ① 有害性の低い物質への変更
- ② 密閉化・換気装置設置等
- ③ 作業手順の改善等
- ④ 有効な呼吸用保護具の使用

## 有害性に関する情報量

約2,900物質（国がモデルラベル・SDS作成済みの物質）

数百物質

### 国のGHS分類により危険性・有害性が確認された全ての物質

国が管理基準を設定した物質

管理基準未設定の物質

ラベル表示・SDS交付による危険性・有害性情報の伝達義務

SDSの情報等に基づくリスクアセスメント実施義務

ばく露濃度を「管理基準」以下とする義務

皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の全ての物質について、保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用義務

数百物質

### 国によるGHS未分類物質（危険性・有害性情報が少ない（不明が多い）物質）

ラベル表示・SDS交付努力義務

リスクアセスメント努力義務

ばく露濃度をなるべく低くする措置を講じる努力義務

労災多発等  
管理困難な  
物質・作業

国が指定

譲渡、  
提供時

製造・使用等  
の禁止、  
許可制等

製造、  
使用時

事業者に措置義務がかかる範囲

※特化則等の対象物質は引き続き同規則を適用。一定の要件を満たした企業は、特化則等の対象物質にも自律的な管理を容認。

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します



ばく露濃度を国が定める管理基準以下とする義務がかかる物質と

# 見直し後の化学物質規制の仕組み

(自律的な管理を基軸とする規制)

国が定めた管理基準を達成する手段は、有害性情報に基づくリスクアセスメントにより事業者が自ら選択可能。

- ① 有害性の低い物質への変更
- ② 密閉化・換気装置設置等
- ③ 作業手順の改善等
- ④ 有効な呼吸用保護具の使用

## 有害性に関する情報量

約2,900物質（国がモデルラベル・SDS作成済みの物質）

数百物質

国がGHS分類により危険性・

国が管理基準を設定した物質

有害性が確認された全ての物質

管理基準未設定の物質

数百物質

国によるGHS分類

国によるGHS未分類物質  
(危険性・有害性情報が少ない  
(不明が多い) 物質)

労災多発等  
管理困難な  
物質・作業

国が指定

譲渡、  
提供時

製造・使用等  
の禁止、  
許可制等

製造、  
使用時

ラベル表示・SDS交付による危険性・有害性情報の伝達義務

SDSの情報等に基づくリスクアセスメント実施義務

ばく露濃度を「管理基準」以下とする義務

皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の  
全ての物質について、保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用義務

ばく露濃度をなるべく低くする  
措置を講じる義務

事業者に措置義務がかかる範囲

※特化則等の対象物質は引き続き同規則を適用。一定の要件を満たした企業は、特化則等の対象物質にも自律的な管理を容認。

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します



ばく露濃度をなるべく低くする措置を講じる義務がかかる物質に

# 見直し後の化学物質規制の仕組み

(自律的な管理を基軸とする規制)

国が定めた管理基準を達成する手段は、有害性情報に基づくリスクアセスメントにより事業者が自ら選択可能。

- ① 有害性の低い物質への変更
- ② 密閉化・換気装置設置等
- ③ 作業手順の改善等
- ④ 有効な呼吸用保護具の使用

## 有害性に関する情報量

約2,900物質（国がモデルラベル・SDS作成済みの物質）

数百物質

国がGHS分類により危険性・

国が管理基準を設定した物質

有害性が確認された全ての物質

管理基準未設定の物質

数百物質

国によるGHS分類

国によるGHS未分類物質  
(危険性・有害性情報が少ない  
(不明が多い) 物質)

労災多発等  
管理困難な  
物質・作業

国が指定

譲渡、  
提供時

ラベル表示・SDS交付による危険性・有害性情報の伝達義務

SDSの情報等に基づくリスクアセスメント実施義務

ばく露濃度を「管理基準」以下とする義務

皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の  
全ての物質について、保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用義務

ばく露濃度をなるべく低くする  
措置を講じる義務

製造・使用等  
の禁止、  
許可制等

製造、  
使用時

事業者に措置義務がかかる範囲

※特化則等の対象物質は引き続き同規則を適用。一定の要件を満たした企業は、特化則等の対象物質にも自律的な管理を容認。

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します



分かれます

# 見直し後の化学物質規制の仕組み

(自律的な管理を基軸とする規制)

国が定めた管理基準を達成する手段は、有害性情報に基づくリスクアセスメントにより事業者が自ら選択可能。

- ① 有害性の低い物質への変更
- ② 密閉化・換気装置設置等
- ③ 作業手順の改善等
- ④ 有効な呼吸用保護具の使用

## 有害性に関する情報量

約2,900物質（国がモデルラベル・SDS作成済みの物質）

数百物質

数百物質

労災多発等  
管理困難な  
物質・作業

国が指定

### 国のGHS分類により危険性・有害性が確認された全ての物質

国が管理基準を設定した物質

管理基準未設定の物質

国による  
GHS分類

国によるGHS未分類物質  
(危険性・有害性情報が少ない  
(不明が多い) 物質)

製造・使用等  
の禁止、  
許可制等

譲渡、  
提供時

ラベル表示・SDS交付による危険性・有害性情報の伝達義務

SDSの情報等に基づくリスクアセスメント実施義務

ばく露濃度を「管理基準」以下  
とする義務

ばく露濃度をなるべく低くする  
措置を講じる義務

ラベル表示・SDS交付努力義務

リスクアセスメント努力義務

ばく露濃度をなるべく低くする  
措置を講じる努力義務

製造、  
使用時

皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の  
全ての物質について、保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用義務

事業者に措置義務がかかる範囲

※特化則等の対象物質は引き続き同規則を適用。一定の要件を満たした企業は、特化則等の対象物質にも自律的な管理を容認。

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します



さらに、皮膚から吸収される物質や

# 見直し後の化学物質規制の仕組み

(自律的な管理を基軸とする規制)

国が定めた管理基準を達成する手段は、有害性情報に基づくリスクアセスメントにより事業者が自ら選択可能。

- ① 有害性の低い物質への変更
- ② 密閉化・換気装置設置等
- ③ 作業手順の改善等
- ④ 有効な呼吸用保護具の使用

## 有害性に関する情報量

約2,900物質（国がモデルラベル・SDS作成済みの物質）

数百物質

数百物質

### 国のGHS分類により危険性・有害性が確認された全ての物質

国が管理基準を設定した物質

管理基準未設定の物質

国による  
GHS分類

国によるGHS未分類物質  
(危険性・有害性情報が少ない  
(不明が多い) 物質)

労災多発等  
管理困難な  
物質・作業

国が指定

ラベル表示・SDS交付による危険性・有害性情報の伝達義務

SDSの情報等に基づくリスクアセスメント実施義務

ばく露濃度を「管理基準」以下  
とする義務

ばく露濃度をなるべく低くする  
措置を講じる義務

ラベル表示・SDS交付努力義務

リスクアセスメント努力義務

ばく露濃度をなるべく低くする  
措置を講じる努力義務

製造・使用等  
の禁止、  
許可制等

譲渡、  
提供時

製造、  
使用時

皮膚への刺激性・腐食性・皮膚吸収による健康影響のおそれがないことが明らかな物質以外の  
全ての物質について、保護眼鏡、保護手袋、保護衣等の使用義務

事業者に措置義務がかかる範囲

※特化則等の対象物質は引き続き同規則を適用。一定の要件を満たした企業は、特化則等の対象物質にも自律的な管理を容認。

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します



皮膚につくと薬傷などを引き起こす物質も管理の対象となります

## 用語解説

### GHS分類

GHSは「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」  
(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)  
という国連勧告の略です。

## 国によるGHS分類およびラベル表示等の義務化スケジュール



国によるGHS分類およびラベル表示等の義務化スケジュール

## 国によるGHS分類およびラベル表示等の義務化スケジュール

	2021	2022	2023	2024	2025	2026
国による新規GHS分類 モデルラベル・SDS作成	50 – 100 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質
ラベル表示・SDS交付 義務化 (施行まで2~3年)	250 物質	700 物質	850 物質	150 – 300 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質
管理基準の設定 (施行まで1年程度)		150 物質 <small>リスク評価 由来等物質</small>	200 物質	200 物質	200 物質	200 物質

## 用語解説

### GHS分類

GHSは「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」  
(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)  
という国連勧告の略です。



これまでに約3100物質がGHS分類され公表されていますが

## 国によるGHS分類およびラベル表示等の義務化スケジュール

	2021	2022	2023	2024	2025	2026
国による新規GHS 分類 モデルラベル・SDS 作成	50 – 100 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質
ラベル表示・SDS交付 義務化 (施行まで2~3年)	250 物質	700 物質	850 物質	150 – 300 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質
管理基準の設定 (施行まで1年程度)		150 物質 <small>リスク評価 由来等物質</small>	200 物質	200 物質	200 物質	200 物質

## 用語解説

### GHS分類

GHSは「化学品の分類および表示に関する世界調和システム」  
(The Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals)  
という国連勧告の略です。



表の上段にあるように

## 国によるGHS分類およびラベル表示等の義務化スケジュール

	2021	2022	2023	2024	2025	2026
国による新規GHS 分類 モデルラベル・SDS 作成	50 – 100 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質
ラベル表示・SDS交付 義務化 (施行まで2~3年)	250 物質	700 物質	850 物質	150 – 300 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質
管理基準の設定 (施行まで1年程度)		150 物質 <small>リスク評価 由来等物質</small>	200 物質	200 物質	200 物質	200 物質

## 用語解説

### GHS分類

GHSは化学品の危険性・有害性を世界的に統一された一定の基準に従って分類し、絵表示等を用いて分かりやすく表示し、その結果をラベルや SDS (Safety Data Sheet: 安全データシート) に反映させ、災害防止及び人の健康や環境の保護に役立てようとするものです。



国によるGHS分類は毎年50~100物質のペースで今後も続き

## 国によるGHS分類およびラベル表示等の義務化スケジュール

	2021	2022	2023	2024	2025	2026
国による新規GHS 分類 モデルラベル・SDS 作成	50 – 100 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質
ラベル表示・SDS交付 義務化 (施行まで2~3年)	250 物質	700 物質	850 物質	150 – 300 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質
管理基準の設定 (施行まで1年程度)		150 物質 <small>リスク評価 由来等物質</small>	200 物質	200 物質	200 物質	200 物質

## 用語解説

### GHS分類

GHSは化学品の危険性・有害性を世界的に統一された一定の基準に従って分類し、絵表示等を用いて分かりやすく表示し、その結果をラベルやSDS (Safety Data Sheet: 安全データシート) に反映させ、災害防止及び人の健康や環境の保護に役立てようとするものです。



これらは順次ラベル表示・SDS交付が義務化されます

## 国によるGHS分類およびラベル表示等の義務化スケジュール

	2021	2022	2023	2024	2025	2026
国による新規GHS分類 モデルラベル・SDS作成	50-100 物質	50-100 物質	50-100 物質	50-100 物質	50-100 物質	50-100 物質
ラベル表示・SDS交付 義務化 (施行まで2~3年)	250 物質	700 物質	850 物質	150-300 物質	50-100 物質	50-100 物質
管理基準の設定 (施行まで1年程度)		150 物質 <small>リスク評価 由来等物質</small>	200 物質	200 物質	200 物質	200 物質

## 用語解説

### GHS分類

GHSは化学品の危険性・有害性を世界的に統一された一定の基準に従って分類し、絵表示等を用いて分かりやすく表示し、その結果をラベルやSDS (Safety Data Sheet: 安全データシート) に反映させ、災害防止及び人の健康や環境の保護に役立てようとするものです。



これらは順次ラベル表示・SDS交付が義務化されます

## 国によるGHS分類およびラベル表示等の義務化スケジュール

	2021	2022	2023	2024	2025	2026
国による新規GHS分類 モデルラベル・SDS作成	50-100物質	50-100物質	50-100物質	50-100物質	50-100物質	50-100物質
ラベル表示・SDS交付義務化 (施行まで2~3年)	250物質	700物質 <b>既存GHS分類済物質</b>	850物質	150-300物質	50-100物質	50-100物質
管理基準の設定 (施行まで1年程度)	150物質 リスク評価由来等物質	200物質	200物質	200物質	200物質	許容濃度等が設定されている物質

## 用語解説

### GHS分類

GHSは化学品の危険性・有害性を世界的に統一された一定の基準に従って分類し、絵表示等を用いて分かりやすく表示し、その結果をラベルやSDS (Safety Data Sheet: 安全データシート) に反映させ、災害防止及び人の健康や環境の保護に役立てようとするものです。



これらは順次ラベル表示・SDS交付が義務化されます

## 国によるGHS分類およびラベル表示等の義務化スケジュール

年	2021	2022	2023	2024	2025	2026
新規GHS分類 モデルラベル・SDS作成	50-100物質	50-100物質	50-100物質	50-100物質	50-100物質	50-100物質
ラベル表示・SDS交付義務化 (施行まで2~3年)	250物質	700物質	850物質 <b>既存GHS分類済物質</b>	150-300物質	50-100物質	50-100物質
管理基準の設定 (施行まで1年程度)	150物質 リスク評価 由来等物質	200物質	200物質	200物質	200物質	許容濃度等が設定されている物質

## 用語解説

### GHS分類

GHSは化学品の危険性・有害性を世界的に統一された一定の基準に従って分類し、絵表示等を用いて分かりやすく表示し、その結果をラベルやSDS (Safety Data Sheet: 安全データシート) に反映させ、災害防止及び人の健康や環境の保護に役立てようとするものです。



既に分類され まだラベル表示・SDS交付の義務化がされていない物質は

## 国によるGHS分類およびラベル表示等の義務化スケジュール

年	2021	2022	2023	2024	2025	2026
国による新規GHS分類 モデルラベル・SDS作成	50 - 100 物質	50 - 100 物質	50 - 100 物質	50 - 100 物質	50 - 100 物質	50 - 100 物質
ラベル表示・SDS交付 義務化 (施行まで2~3年)	250 物質	700 物質	850 物質	150 - 300 物質	50 - 100 物質	50 - 100 物質
管理基準の設定 (施行まで1年程度)	150 物質 <small>リスク評価 由来等物質</small>	200 物質	200 物質	200 物質	200 物質	200 物質

## 用語解説

### GHS分類

GHSは化学品の危険性・有害性を世界的に統一された一定の基準に従って分類し、絵表示等を用いて分かりやすく表示し、その結果をラベルやSDS (Safety Data Sheet: 安全データシート) に反映させ、災害防止及び人の健康や環境の保護に役立てようとするものです。



注目!!

既に分類され まだラベル表示・SDS交付の義務化がされていない物質は

## 国によるGHS分類およびラベル表示等の義務化スケジュール

年	2021	2022	2023	2024	2025	2026
新規GHS分類 モデルラベル・SDS作成	50 - 100 物質	50 - 100 物質	50 - 100 物質	50 - 100 物質	50 - 100 物質	50 - 100 物質
ラベル表示・SDS交付 義務化 (施行まで2~3年)	250 物質	700 物質	850 物質	150 - 300 物質	50 - 100 物質	50 - 100 物質
管理基準の設定 (施行まで1年程度)	150 物質 <small>リスク評価 由来等物質</small>	200 物質	200 物質	200 物質	200 物質	200 物質

## 用語解説

### GHS分類

GHSは化学品の危険性・有害性を世界的に統一された一定の基準に従って分類し、絵表示等を用いて分かりやすく表示し、その結果をラベルやSDS (Safety Data Sheet: 安全データシート) に反映させ、災害防止及び人の健康や環境の保護に役立てようとするものです。



表の中段のスケジュールで順次義務化される予定です

## 国によるGHS分類およびラベル表示等の義務化スケジュール

	2021	2022	2023	2024	2025	2026
国による新規GHS 分類 モデルラベル・SDS 作成	50 – 100 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質
ラベル表示・SDS交付 義務化 (施行まで2~3年)	250 物質	700 物質	850 物質	150 – 300 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質
管理基準の設定 (施行まで1年程度)		150 物質 <small>リスク評価 由来等物質</small>	200 物質	200 物質	200 物質	200 物質

## 用語解説

### GHS分類

GHSは化学品の危険性・有害性を世界的に統一された一定の基準に従って分類し、絵表示等を用いて分かりやすく表示し、その結果をラベルや SDS (Safety Data Sheet: 安全データシート) に反映させ、災害防止及び人の健康や環境の保護に役立てようとするものです。



表の中段のスケジュールで順次義務化される予定です

## 国によるGHS分類およびラベル表示等の義務化スケジュール

	2021	2022	2023	2024	2025	2026
国による新規GHS 分類 モデルラベル・SDS 作成	50 – 100 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質
ラベル表示・SDS交付 義務化 (施行まで2~3年)	250 物質	700 物質	850 物質	150 – 300 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質
管理基準の設定 (施行まで1年程度)		150 物質 <small>リスク評価 由来等物質</small>	200 物質	200 物質	200 物質	200 物質

## 用語解説

### ばく露濃度の管理基準

労働者が1日8時間、週40時間程度、肉体的に激しくない労働強度で化学物質にばく露する場合に、当該化学物質の平均ばく露濃度がこの数値以下であれば、ほとんど全ての労働者に健康上の悪い影響が見られないと考えられる濃度を基に設定する。



さらに下段には、ばく露濃度の管理基準が

## 国によるGHS分類およびラベル表示等の義務化スケジュール

	2021	2022	2023	2024	2025	2026
国による新規GHS 分類 モデルラベル・SDS 作成	50 – 100 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質
ラベル表示・SDS交付 義務化 (施行まで2~3年)	250 物質	700 物質	850 物質	150 – 300 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質
管理基準の設定 (施行まで1年程度)	150 物質 <small>リスク評価 由来等物質</small>	200 物質	200 物質	200 物質	200 物質	

## 用語解説

### ばく露濃度の管理基準

労働者が1日8時間、週40時間程度、肉体的に激しくない労働強度で化学物質にばく露する場合に、当該化学物質の平均ばく露濃度がこの数値以下であれば、ほとんど全ての労働者に健康上の悪い影響が見られないと考えられる濃度を基に設定する。



設定されるスケジュールを示しています

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します

## 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立



化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

# 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成

## 事業場内の化学物質管理の体制

(GHS分類済物質の製造事業者)

専門的講習の修了者から選任

(左記以外の事業者)

選任要件なし ※基礎的講習の受講を推奨

### 化学物質管理者（選任義務化：全ての業種・規模）

#### 職務

- ラベル・SDSの確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施
- リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施
- 自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- 化学物質に係る労働者への周知、教育
- ラベル・SDSの作成（化学物質を譲渡・提供する場合）
- 化学物質による労働災害が発生した場合の対応

### 保護具着用管理責任者（選任義務化）

※ばく露防止のために保護具を使用する場合

#### 職務

- 呼吸用保護具、保護衣、保護手袋等の保護具の選択、管理等

### 職長

#### 職長教育の義務対象業種の拡大

※化学物質による労働災害の発生状況を踏まえて決定

### 作業者

### 作業者

雇入れ時・作業内容変更時の危険有害業務に関する教育を全業種に拡大

## 専門家による相談・助言・指導

### 確保・育成

- 国、業界団体、関係機関が協力して育成
- 中小企業向けの相談・支援体制の整備
  - 化学物質管理に関するガイドラインの策定
  - 専門家による支援体制の整備
  - 化学物質管理を支援するインフラの整備
- 化学物質専門家の国家資格化の検討

注目!!

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します

この表は「自律的な管理」を実行する体制と

## 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

## 事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成

## 事業場内の化学物質管理の体制

(GHS分類済物質の製造事業者)

専門的講習の修了者から選任

(左記以外の事業者)

選任要件なし ※基礎的講習の受講を推奨

### 化学物質管理者（選任義務化：全ての業種・規模）

職務

- ▶ ラベル・SDSの確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施
  - ▶ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施
  - ▶ 自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
  - ▶ 化学物質に係る労働者への周知、教育
  - ▶ ラベル・SDSの作成（化学物質を譲渡・提供する場合）
  - ▶ 化学物質による労働災害が発生した場合の対応

**保護具着用管理責任者（選任義務化）**

※ばく露防止のために保護具を使用する場合

商務

- #### ▶ 呼吸用保護具、保護衣、保護手袋等の保護具の選択、管理等

聯長

作業者

作業者

#### 職長教育の義務対象業種の拡大

第2回目の会議では、労働災害の発生状況を踏まえて決定

雇入れ時・作業内容変更時の危険有害業務に関する教育を全業種に拡大

必要な教育について示しています

用語解説

自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求めるための手段は指定しない方式に大きく転換します

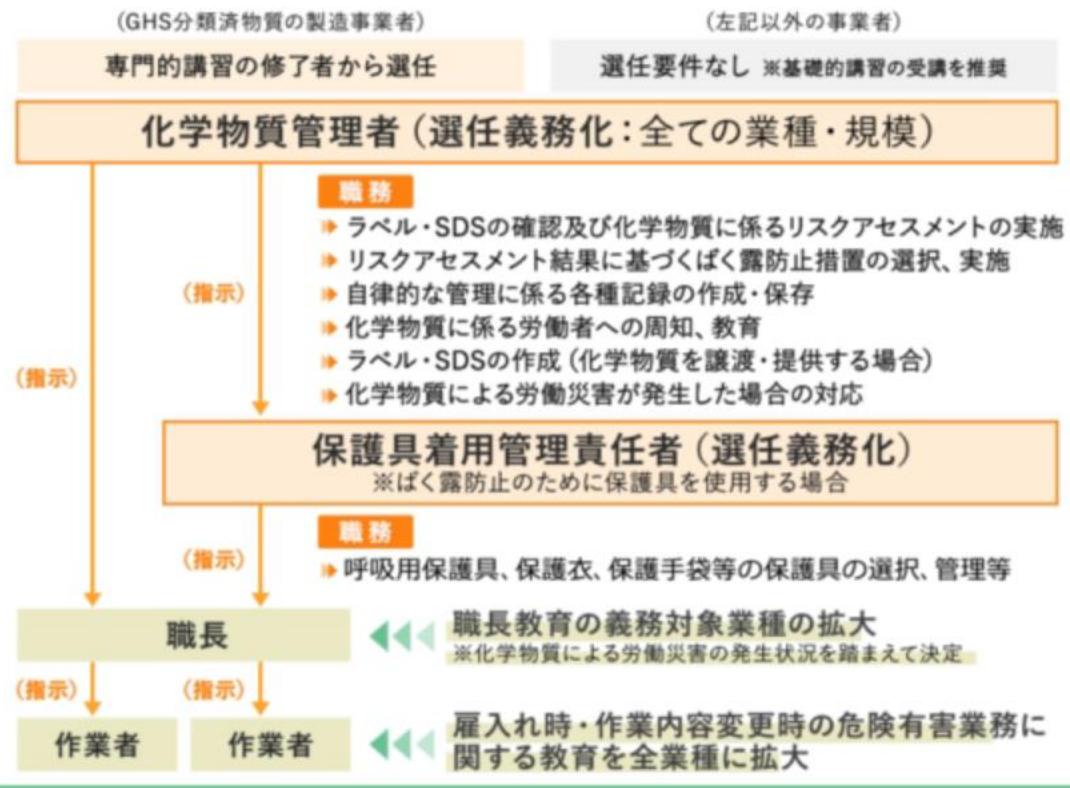


注目!!

# 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成

## 事業場内の化学物質管理の体制



化学物質管理者の選任を、全ての業種・規模の事業場に義務づけ

化学物質を使う全ての事業場に

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します

### 専門家による相談・助言・指導



確保・育成

- 国、業界団体、関係機関が協力して育成
- 中小企業向けの相談・支援体制の整備
  - 化学物質管理に関するガイドラインの策定
  - 専門家による支援体制の整備
  - 化学物質管理を支援するインフラの整備
- 化学物質専門家の国家資格化の検討



# 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成

## 事業場内の化学物質管理の体制

(GHS分類済物質の製造事業者)

専門的講習の修了者から選任

(左記以外の事業者)

選任要件なし ※基礎的講習の受講を推奨

### 化学物質管理者（選任義務化：全ての業種・規模）

#### 職務

- ▶ ラベル・SDSの確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施
- ▶ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施
- ▶ 自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- ▶ 化学物質に係る労働者への周知、教育
- ▶ ラベル・SDSの作成（化学物質を譲渡・提供する場合）
- ▶ 化学物質による労働災害が発生した場合の対応

### 保護具着用管理責任者（選任義務化）

※ばく露防止のために保護具を使用する場合

#### 職務

- ▶ 呼吸用保護具、保護衣、保護手袋等の保護具の選択、管理等

職長

職長教育の義務対象業種の拡大

※化学物質による労働災害の発生状況を踏まえて決定

化学物質管理者の選任を、全ての業種・規模の事業場に義務づけ

作業者

作業者

関する教育を全業種に拡大

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します

### 専門家による支援体制

国、業界団体、関連機関等  
協力して育成

中小企業向けの相談窓口

- ① 化学物質管理に関する情報収集
- ② 専門家による支援体制の構築
- ③ 化学物質管理を支援する人材の育成

化学物質専門家の登録制度



化学物質管理者の選任が義務づけられ

# 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成

## 事業場内の化学物質管理の体制

(GHS分類済物質の製造事業者)

専門的講習の修了者から選任

(左記以外の事業者)

選任要件なし ※基礎的講習の受講を推奨

### 化学物質管理者（選任義務化：全ての業種・規模）

#### 職務

- ▶ ラベル・SDSの確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施
- ▶ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施
- ▶ 自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- ▶ 化学物質に係る労働者への周知、教育
- ▶ ラベル・SDSの作成（化学物質を譲渡・提供する場合）
- ▶ 化学物質による労働災害が発生した場合の対応

### 保護具着用管理責任者（選任義務化）

※ばく露防止のために保護具を使用する場合

#### 職務

- ▶ 呼吸用保護具、保護衣、保護手袋等の保護具の選択、管理等

職長

### 職長教育の義務対象業種の拡大

※化学物質による労働災害の発生状況を踏まえて決定

### 化学物質管理者の選任を、全ての業種・規模の事業場に義務づけ

作業者

作業者

関する教育を全業種に拡大

その役割は危険性・有害性の確認

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します

### 専門家による 確保・育成

国、業界団体、関連機関等  
協力して育成

中小企業向けの相談窓口

- ① 化学物質管理に関する情報収集
- ② 専門家による支援体制の構築
- ③ 化学物質管理を支援する各種ツールの開発

化学物質専門家の登録制度

注目!!



# 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成

## 事業場内の化学物質管理の体制

(GHS分類済物質の製造事業者)

専門的講習の修了者から選任

(左記以外の事業者)

選任要件なし ※基礎的講習の受講を推奨

### 化学物質管理者（選任義務化：全ての業種・規模）

#### 職務

- ▶ ラベル・SDSの確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施
- ▶ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施
- ▶ 自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- ▶ 化学物質に係る労働者への周知、教育
- ▶ ラベル・SDSの作成（化学物質を譲渡・提供する場合）
- ▶ 化学物質による労働災害が発生した場合の対応

### 保護具着用管理責任者（選任義務化）

※ばく露防止のために保護具を使用する場合

#### 職務

- ▶ 呼吸用保護具、保護衣、保護手袋等の保護具の選択、管理等

職長

職長教育の義務対象業種の拡大

※化学物質による労働災害の発生状況を踏まえて決定

### 化学物質管理者の選任を、全ての業種・規模の事業場に義務づけ

作業者

作業者

関する教育を全業種に拡大

リスクアセスメントの実施

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します

### 専門家による支援体制の確立

国、業界団体、関連機関等による協力して育成

中小企業向けの相談窓口

- ① 化学物質管理に関する情報収集
- ② 専門家による支援体制の構築
- ③ 化学物質管理を支援する専門家の育成

化学物質専門家の育成

注目!!



# 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成

## 事業場内の化学物質管理の体制

(GHS分類済物質の製造事業者)

専門的講習の修了者から選任

(左記以外の事業者)

選任要件なし ※基礎的講習の受講を推奨

### 化学物質管理者（選任義務化：全ての業種・規模）

#### 職務

- ▶ ラベル・SDSの確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施
- ▶ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施
- ▶ 自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- ▶ 化学物質に係る労働者への周知、教育
- ▶ ラベル・SDSの作成（化学物質を譲渡・提供する場合）
- ▶ 化学物質による労働災害が発生した場合の対応

### 保護具着用管理責任者（選任義務化）

※ばく露防止のために保護具を使用する場合

#### 職務

- ▶ 呼吸用保護具、保護衣、保護手袋等の保護具の選択、管理等

職長

職長教育の義務対象業種の拡大

※化学物質による労働災害の発生状況を踏まえて決定

化学物質管理者の選任を、全ての業種・規模の事業場に義務づけ

作業者

作業者

に関する教育を全業種に拡大

ばく露防止対策

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します

### 専門家による 確保・育成

国、業界団体、関連機関等  
協力して育成

中小企業向けの相談窓口

- ① 化学物質管理に関する情報収集
- ② 専門家による支援体制の構築
- ③ 化学物質管理を支援する各種ツールの開発

化学物質専門家の登録制度

注目!!



# 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成

## 事業場内の化学物質管理の体制

(GHS分類済物質の製造事業者)

専門的講習の修了者から選任

(左記以外の事業者)

選任要件なし ※基礎的講習の受講を推奨

### 化学物質管理者（選任義務化：全ての業種・規模）

#### 職務

- ▶ ラベル・SDSの確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施
- ▶ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施
- ▶ 自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- ▶ 化学物質に係る労働者への周知、教育
- ▶ ラベル・SDSの作成（化学物質を譲渡・提供する場合）
- ▶ 化学物質による労働災害が発生した場合の対応

### 保護具着用管理責任者（選任義務化）

※ばく露防止のために保護具を使用する場合

#### 職務

- ▶ 呼吸用保護具、保護衣、保護手袋等の保護具の選択、管理等

職長

職長教育の義務対象業種の拡大

※化学物質による労働災害の発生状況を踏まえて決定

化学物質管理者の選任を、全ての業種・規模の事業場に義務づけ

作業者

作業者

関する教育を全業種に拡大

必要な記録の保存

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します

### 専門家による支援体制

国、業界団体、関連機関等による協力して育成

中小企業向けの相談窓口

- ① 化学物質管理に関する情報提供
- ② 専門家による支援体制の構築
- ③ 化学物質管理を支援するツールの開発

化学物質専門家の登録制度

注目!!



# 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成

## 事業場内の化学物質管理の体制

(GHS分類済物質の製造事業者)

専門的講習の修了者から選任

(左記以外の事業者)

選任要件なし ※基礎的講習の受講を推奨

### 化学物質管理者（選任義務化：全ての業種・規模）

#### 職務

- ▶ ラベル・SDSの確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施
- ▶ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施
- ▶ 自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- ▶ 化学物質に係る労働者への周知、教育
- ▶ ラベル・SDSの作成（化学物質を譲渡・提供する場合）
- ▶ 化学物質による労働災害が発生した場合の対応

### 保護具着用管理責任者（選任義務化）

※ばく露防止のために保護具を使用する場合

#### 職務

- ▶ 呼吸用保護具、保護衣、保護手袋等の保護具の選択、管理等

職長

職長教育の義務対象業種の拡大

※化学物質による労働災害の発生状況を踏まえて決定

化学物質管理者の選任を、全ての業種・規模の事業場に義務づけ

作業者

作業者

に関する教育を全業種に拡大

労働者の教育

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します

専門家による  
確保・育成

国、業界団体、関連機関等  
協力して育成

中小企業向けの相談窓口

- ① 化学物質管理に関する情報提供
- ② 専門家による支援体制の構築
- ③ 化学物質管理を支援する各種ツールの開発

化学物質専門家の登録制度

注目!!



# 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成

## 事業場内の化学物質管理の体制

(GHS分類済物質の製造事業者)

専門的講習の修了者から選任

(左記以外の事業者)

選任要件なし ※基礎的講習の受講を推奨

### 化学物質管理者（選任義務化：全ての業種・規模）

#### 職務

- ▶ ラベル・SDSの確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施
- ▶ リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施
- ▶ 自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- ▶ 化学物質に係る労働者への周知、教育
- ▶ ラベル・SDSの作成（化学物質を譲渡・提供する場合）
- ▶ 化学物質による労働災害が発生した場合の対応

### 保護具着用管理責任者（選任義務化）

※ばく露防止のために保護具を使用する場合

#### 職務

- ▶ 呼吸用保護具、保護衣、保護手袋等の保護具の選択、管理等

職長

### 職長教育の義務対象業種の拡大

※化学物質による労働災害の発生状況を踏まえて決定

### 化学物質管理者の選任を、全ての業種・規模の事業場に義務づけ

作業者

作業者

関する教育を全業種に拡大

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します

### 専門家による 確保・育成

国、業界団体、関連機関等  
協力して育成

中小企業向けの相談窓口

- ① 化学物質管理に関する情報収集
- ② 専門家による支援体制の構築
- ③ 化学物質管理を支援する各種ツールの開発

化学物質専門家の登録制度

注目!!



労働災害対応など、化学物質管理の全般にわたります

# 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成

専門的講習の修了者から選任

選任要件なし　※基礎的講習の受講を推奨

## 化学物質管理者（選任義務化：全ての業種・規模）

### 職務

- ラベル・SDSの確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施
- リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施
- 自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- 化学物質に係る労働者への周知、教育
- ラベル・SDSの作成（化学物質を譲渡・提供する場合）
- 化学物質による労働災害が発生した場合の対応

## 保護具着用管理責任者（選任義務化）

※ばく露防止のために保護具を使用する場合

### 職務

- 呼吸用保護具、保護衣、保護手袋等の保護具の選択、管理等

## 職長

◀◀◀ 職長教育の義務対象業種の拡大

※化学物質による労働災害の発生状況を踏まえて決定

## 作業者

## 作業者

◀◀◀ 雇入れ時・作業内容変更時の危険有害業務に

関する教育を全業種に拡大

保護具ではばく露防止をする場合は、保護具着用管理責任者の選任を義務づけ

## 専門家による 確保・育成

↑  
確保・  
育成

国、業界団体、関連機関等  
協力して育成

中小企業向けの相談窓口等

- ① 化学物質管理に関する情報収集
- ② 専門家による支援体制の構築
- ③ 化学物質管理を支援する各種ツールの開発

化学物質専門家の登録制度

# 用語解説

## 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します



また、保護具着用管理責任者は

# 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成

専門的講習の修了者から選任

選任要件なし ※基礎的講習の受講を推奨

## 化学物質管理者（選任義務化：全ての業種・規模）

### 職務

- ラベル・SDSの確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施
- リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施
- 自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- 化学物質に係る労働者への周知、教育
- ラベル・SDSの作成（化学物質を譲渡・提供する場合）
- 化学物質による労働災害が発生した場合の対応

## 保護具着用管理責任者（選任義務化）

※ばく露防止のために保護具を使用する場合

### 職務

- 呼吸用保護具、保護衣、保護手袋等の保護具の選択、管理等

## 職長

◀◀◀ 職長教育の義務対象業種の拡大

※化学物質による労働災害の発生状況を踏まえて決定

## 作業者

## 作業者

◀◀◀ 雇入れ時・作業内容変更時の危険有害業務に

関する教育を全業種に拡大

保護具ではばく露防止をする場合は、保護具着用管理責任者の選任を義務づけ

ばく露防止対策として

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します

### 専門家による確保・育成

国、業界団体、関連機関等協力して育成

中小企業向けの相談窓口

- ① 化学物質管理に関する情報収集
- ② 専門家による支援体制の構築
- ③ 化学物質管理を支援する各種ツールの開発

化学物質専門家の登録制度

注目!!



# 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成

専門的講習の修了者から選任

選任要件なし ※基礎的講習の受講を推奨

## 化学物質管理者（選任義務化：全ての業種・規模）

### 職務

- ラベル・SDSの確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施
- リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施
- 自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- 化学物質に係る労働者への周知、教育
- ラベル・SDSの作成（化学物質を譲渡・提供する場合）
- 化学物質による労働災害が発生した場合の対応

## 保護具着用管理責任者（選任義務化）

※ばく露防止のために保護具を使用する場合

### 職務

- 呼吸用保護具、保護衣、保護手袋等の保護具の選択、管理等

## 職長

◀◀◀ 職長教育の義務対象業種の拡大

※化学物質による労働災害の発生状況を踏まえて決定

（指示）

（指示）

## 作業者

## 作業者

◀◀◀ 雇入れ時・作業内容変更時の危険有害業務に

関する教育を全業種に拡大

保護具ではばく露防止をする場合は、保護具着用管理責任者の選任を義務づけ

保護具を使う化学物質取り扱い事業場に選任義務があります

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します

### 専門家による確保・育成



国、業界団体、関連機関等による協力して育成

中小企業向けの相談窓口による支援体制

- ① 化学物質管理に関する情報収集
- ② 専門家による支援体制の構築
- ③ 化学物質管理を支援する各種ツールの開発

化学物質専門家の登録制度による登録者による支援



# 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成

## 化学物質管理者（選任義務化：全ての業種・規模）

### 職務

- ラベル・SDSの確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施
- リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施
- 自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- 化学物質に係る労働者への周知、教育
- ラベル・SDSの作成（化学物質を譲渡・提供する場合）
- 化学物質による労働災害が発生した場合の対応

## 保護具着用管理責任者（選任義務化） ※ばく露防止のために保護具を使用する場合

### 職務

- 呼吸用保護具、保護衣、保護手袋等の保護具の選択、管理等

## 職長教育の義務対象業種の拡大

※化学物質による労働災害の発生状況を踏まえて決定

## 雇入れ時・作業内容変更時の危険有害業務に関する教育を全業種に拡大

（指示）

（指示）

（指示）

職長

作業者

作業者

## 専門家による 確保・育成

（↑）

### 国、業界団体、関連機関等による協力して育成

### 中小企業向けの相談窓口による支援体制の整備

- ① 化学物質管理に関する情報収集
- ② 専門家による支援体制の構築
- ③ 化学物質管理を支援する専門機関の整備

### 化学物質専門家の育成

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

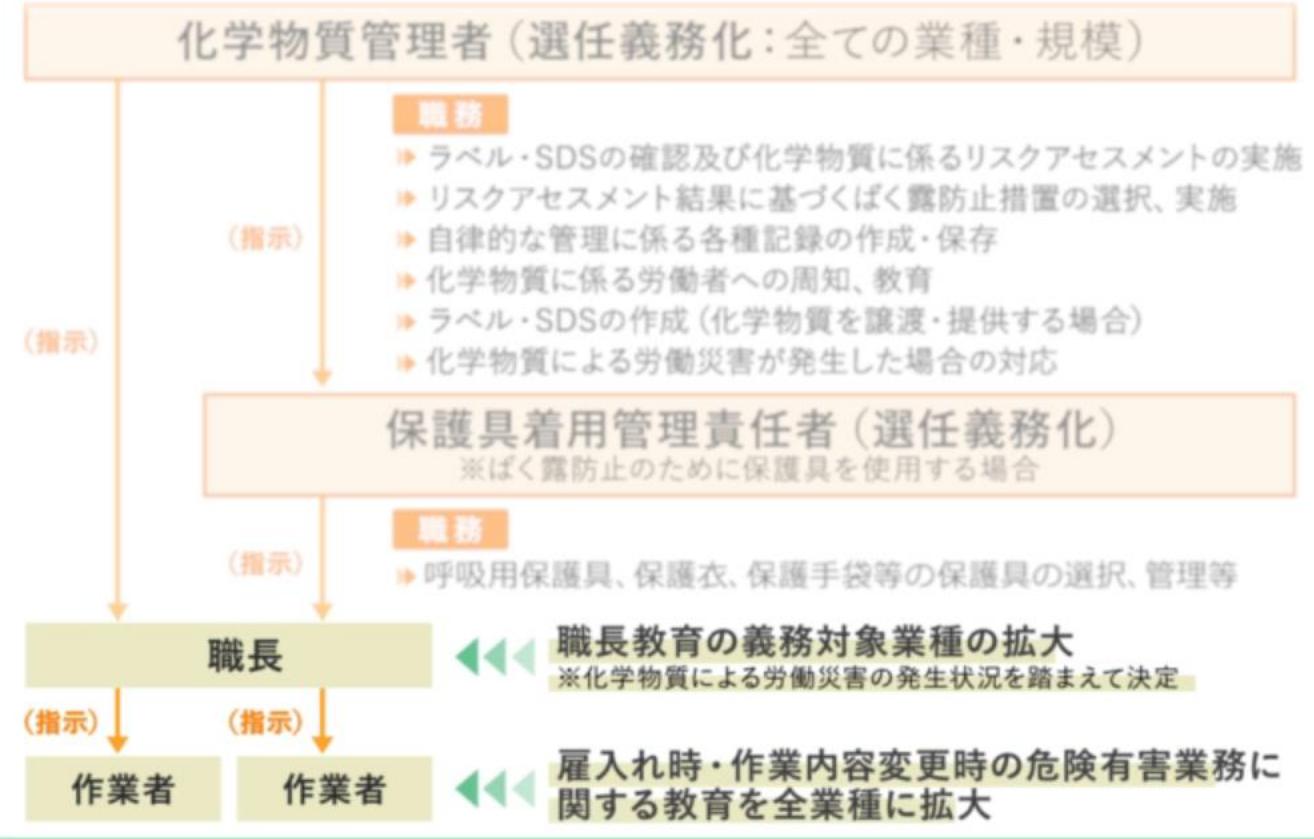
特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します



化学物質管理の教育は

## 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成



#### 職長教育や雇入れ時・作業内容変更時教育の対象拡大

職長や一般作業者にも拡大されます

用語解説

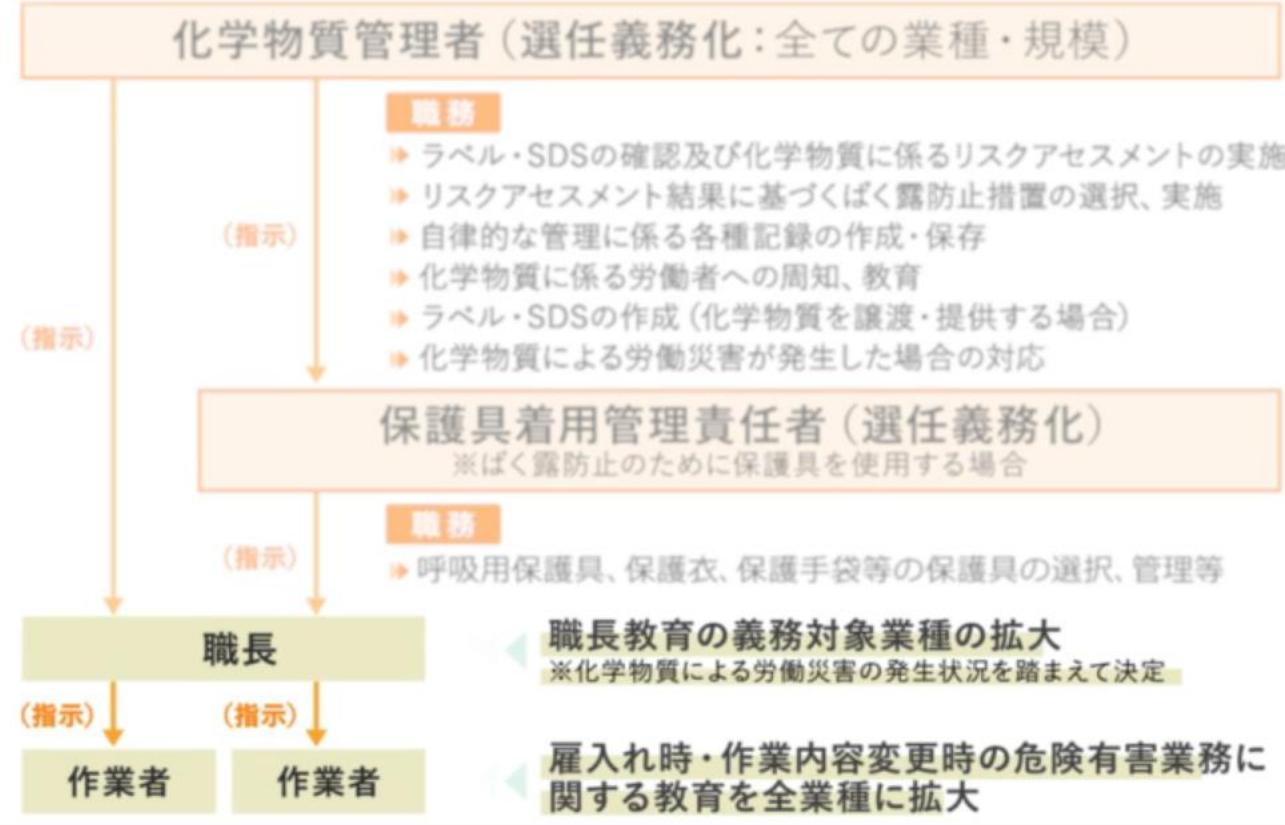
自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します



## 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

## 事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成



## 用語解説

自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します



また、小規模事業場からの相談に応じる専門家を確保・育成し

# 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成

## 事業場内の化学物質管理の体制

(GHS分類第1類物質の製造事業者)

専門的講習の修了者から選任

(左記以外の事業者)

選任要件なし ※基礎的講習の受講を推奨

### 化学物質管理者（選任義務化：全ての業種・規模）

#### 職務

- ラベル・SDSの確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施
- リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施
- 自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- 化学物質に係る労働者への周知、教育
- ラベル・SDSの作成（化学物質を譲渡・提供する場合）
- 化学物質による労働災害が発生した場合の対応

（推奨）

### 保護具着用管理責任者（選任義務化）

※ばく露防止のために保護具を使用する場合

#### 職務

- 呼吸用保護具、保護衣、保護手袋等の保護具の選択、管理等

（推奨）

### 職長

職長教育の義務対象業種の拡大

※化学物質による労働災害の発生状況を踏まえて決定

（推奨）

### 作業者

雇入れ時・作業内容変更時の危険有害業務に関する教育を全業種に拡大

（推奨）

## 専門家の確保育成と、中小企業向け支援体制の整備

### 専門家による相談・助言・指導

#### 確保・育成

- 国、業界団体、関係機関が協力して育成
- 中小企業向けの相談・支援体制の整備
  - 化学物質管理に関するガイドラインの策定
  - 専門家による支援体制の整備
  - 化学物質管理を支援するインフラの整備
- 化学物質専門家の国家資格化の検討

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します



また、小規模事業場からの相談に応じる専門家を確保・育成し

# 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成

## 事業場内の化学物質管理の体制

(GHS分類清物質の製造事業者)

専門的講習の修了者から選任

(左記以外の事業者)

選任要件なし ※基礎的講習の受講を推奨

### 化学物質管理者（選任義務化：全ての業種・規模）

#### 職務

- ラベル・SDSの確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施
- リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施
- 自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- 化学物質に係る労働者への周知、教育
- ラベル・SDSの作成（化学物質を譲渡・提供する場合）
- 化学物質による労働災害が発生した場合の対応

（推奨）

### 保護具着用管理責任者（選任義務化）

※ばく露防止のために保護具を使用する場合

#### 職務

- 呼吸用保護具、保護衣、保護手袋等の保護具の選択、管理等

（推奨）

### 職長

職長教育の義務対象業種の拡大

※化学物質による労働災害の発生状況を踏まえて決定

（推奨）

### 作業者

雇入れ時・作業内容変更時の危険有害業務に関する教育を全業種に拡大

（推奨）

## 専門家の確保育成と、中小企業向け支援体制の整備

### 専門家による相談・助言・指導

#### 確保・育成

- 国、業界団体、関係機関が協力して育成
- 中小企業向けの相談・支援体制の整備
  - 化学物質管理に関するガイドラインの策定
  - 専門家による支援体制の整備
  - 化学物質管理を支援するインフラの整備
- 化学物質専門家の国家資格化の検討

中小企業向けの相談・支援体制の整備も

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します



# 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

事業場内の化学物質管理体制の整備・化学物質管理の専門人材の確保・育成

## 事業場内の化学物質管理の体制

(GHS分類清物質の製造事業者)

専門的講習の修了者から選任

(左記以外の事業者)

選任要件なし ※基礎的講習の受講を推奨

### 化学物質管理者（選任義務化：全ての業種・規模）

#### 職務

- ラベル・SDSの確認及び化学物質に係るリスクアセスメントの実施
- リスクアセスメント結果に基づくばく露防止措置の選択、実施
- 自律的な管理に係る各種記録の作成・保存
- 化学物質に係る労働者への周知、教育
- ラベル・SDSの作成（化学物質を譲渡・提供する場合）
- 化学物質による労働災害が発生した場合の対応

（推奨）

### 保護具着用管理責任者（選任義務化）

※ばく露防止のために保護具を使用する場合

#### 職務

- 呼吸用保護具、保護衣、保護手袋等の保護具の選択、管理等

（推奨）

### 職長

職長教育の義務対象業種の拡大

※化学物質による労働災害の発生状況を踏まえて決定。

（推奨）

### 作業者

雇入れ時・作業内容変更時の危険有害業務に関する教育を全業種に拡大

（推奨）

## 専門家の確保育成と、中小企業向け支援体制の整備

### 専門家による相談・助言・指導

#### 確保・育成

- 国、業界団体、関係機関が協力して育成
- 中小企業向けの相談・支援体制の整備
  - 化学物質管理に関するガイドラインの策定
  - 専門家による支援体制の整備
  - 化学物質管理を支援するインフラの整備
- 化学物質専門家の国家資格化の検討

順次、具体化されていきます

## 用語解説

### 自律的管理へ移行

特定の化学物質に対する個別具体的な規制から、危険性・有害性が確認された全ての物質に対して、国が定める管理基準の達成を求め、達成のための手段は指定しない方式に大きく転換します



# 化学物質の管理が**変わります!**

～ 化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ ～

## 用語解説

職場における

化学物質等の管理のあり方に

関する検討会

化学物質による労働災害をなくしていくために、これから日本の化学物質の管理のあり方について議論し、報告書を取りまとめました。

【 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書の概要紹介 】

詳細は報告書をご覧ください

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_19931.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19931.html)



労働安全衛生総合研究所  
化学物質情報管理研究センター



以上が「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会」報告書の概要です

# 化学物質の管理が変わります!

～ 化学物質への理解を高め自律的な管理を基本とする仕組みへ ～

## 用語解説

職場における

化学物質等の管理のあり方に

関する検討会

化学物質による労働災害をなくしていくために、これから日本の化学物質の管理のあり方について議論し、報告書を取りまとめました。

【 職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書の概要紹介 】

詳細は報告書をご覧ください

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_19931.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19931.html)



労働安全衛生総合研究所  
化学物質情報管理研究センター

注目!!

詳細は是非、厚生労働省のホームページで公開されている報告書をご覧ください